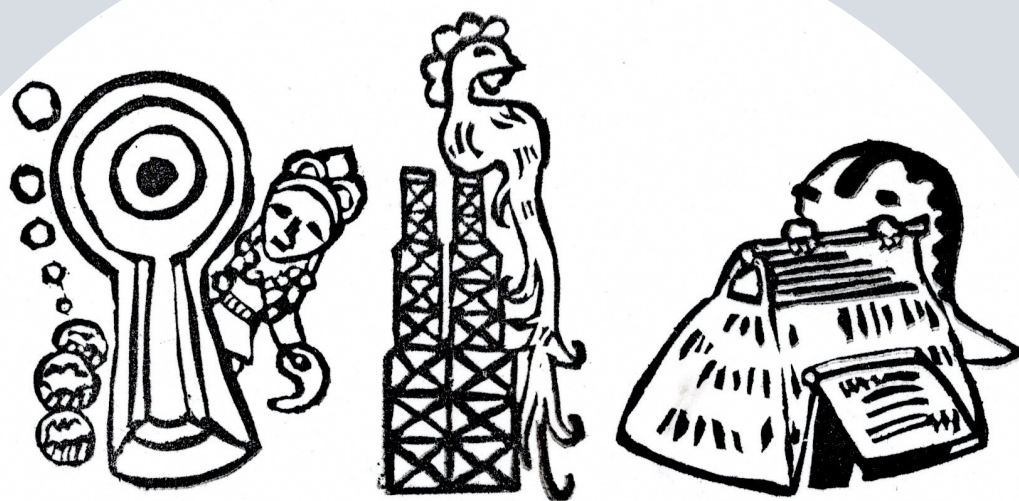


全史協六十年のあゆみ



地域のたから 次世代に



令和7年
全国史跡整備市町村協議会



全国史跡整備市町村協議会60周年記念誌

全史協60年のあゆみ

全国史跡整備市町村協議会

表紙デザイン

国指定文化財をモチーフとした消しゴムハンコ

上段左から マリモ、前方後円墳、埴輪と勾玉、反射炉、オナガドリ、竪穴式住居、オオサンショウウオ

下段左から ドブネ、トキ、カモシカ、灯台、石橋、イリオモテヤマネコ

ごあいさつ



全国史跡整備市町村協議会 会長
静岡県三島市長

豊岡 武士

昭和41年に39市町村でスタートした全国史跡整備市町村協議会は、令和7年に60周年の節目を迎えます。加盟市町村も令和7年3月時点で632市町村を数えるまでになりました。

文化財はわが国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上・発展の基礎をなすものです。とくに史跡・名勝・天然記念物・文化的景観などの文化財は、多くの人々が直接目にすることができ、地域に暮らす人々の誇りとなっております。

私たち全史協は、「加盟市町村が協調して史跡等の整備に関する調査研究及びその具体的方策の推進を図り、もって文化財の保存と活用に資する」ことを目的に、様々な取組を進めてまいりました。日本全国で開発が進む中、史跡等の保護に尽力されてきた先人の功績に敬意を表すとともに、関係者の皆さまのご協力に感謝を申し上げます。

史跡等文化財を取り巻く近年の状況を見ますと、過疎化や少子高齢化が進む社会状況や地震・水害といった自然災害による危機に直面しております。とくに、熊本や能登半島における地震、気候変動などにより激甚化した風水害等のため、毎年各地の史跡等に大きな被害がでております。その一方で、文化財はまちづくりや観光への貢献が期待され、災害からの復興においては地域住民の心のよりどころとなるなど、文化財に対する国民の期待や注目はこれまで以上に高まっております。

このたび刊行する運びとなりました「全史協60年のあゆみ」には、史跡等の災害復旧やまちづくりへの活用のための取組事例を多数掲載しております。このような成果を積み重ねることができましたのは、史跡保存議員連盟の諸先生方、文化庁をはじめとした関係機関の皆様によるご支援、ご指導と加盟市町村の皆様のご尽力の賜物でありまして、心から感謝申し上げますとともに、引き続き、一層のお力添えをお願いいたします。

結びに、本記念誌の刊行にあたり、ご執筆や資料のご提供をいただきました関係者の皆さまに心より感謝を申し上げますとともに、皆様の益々のご活躍を祈念いたしまして、刊行のことばとさせていただきます。

祝 辞



史跡保全議員連盟代表世話人
参議院議員

中 曾 根 弘 文

全国史跡整備市町村協議会が設立60周年を迎えられたことを、心よりお慶び申し上げます。昭和41年に39自治体で発足した全史協は、今では600を超える自治体で組織される一大団体にまで躍進しておられます。史跡等は失われてしまえば取り返すことのできない、日本人のみならず人類全体の財産であり、これを守ると同時に活用しながら後世に伝えていくために関係市町村の皆様が日々ご尽力頂いておりますことに深く敬意を表します。

我が国における史跡等保護の制度の歴史は、大正8年成立の史蹟名勝天然記念物保存法にまで遡り、終戦後、昭和29年の文化財保護法改正により現在の記念物保護制度の大枠が整い、さらに法改正を経て、埋蔵文化財保護の制度化、文化的景観保護制度の新設などを経て現在に至っています。

史跡や文化財は、地域の活性化や郷土への愛着を育むためにも重要な役割を担っており、こうした観点からも文化財の活用をすすめることは重要であると考えます。

全史協は、「史跡等公有化」「史跡等整備活用」「埋蔵文化財発掘調査等」を関係予算の三本柱と位置付け、熱心な活動を展開し、国の関係予算を200億円超の規模にまで拡大させてきました。しかしながら昨今の大規模災害の頻発やインバウンドの急増などをみれば、保護と活用のための対策は急を要します。文化財を確実に保存し、適切な整備を行った上で活用しながら後世へ継承していくためには、国の財政的・技術的支援が極めて重要であります。

私ども史跡保全議員連盟は、昭和62年の結成以降、超党派の国会議員により全史協の皆様とともに活動を続けてまいりました。全史協関係予算の堅持・拡充のため、文化庁とともに全史協の皆様と力を合わせ、我々議員連盟も引き続き一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

全史協の設立60周年を重ねてお祝い申し上げますとともに、全史協並びに関係自治体の益々の発展を心よりお祈り申し上げます。

祝 辞



文化庁長官

都 倉 俊 一

全国史跡整備市町村協議会（全史協）の設立60周年、誠におめでとうございます。昭和41年の設立以来、加盟自治体の不断努力により、我が国の歴史や風土を今日に伝える貴重な文化財の保存と継承が図られていることについて、文化財行政を預かる身として、心から御礼を申し上げます。

さて、全史協設立50周年以降の10年間は、文化財行政の大きな転換期でありました。平成28年に文化庁の京都移転が決定し、平成30年には移転を見据えた大規模な組織改正によって、それまでの縦割り型組織から、文化財の保存、活用を横断的に所管する組織とする現行の体制に移行しました。また、平成30年の文化財保護法改正においては、文化財行政の保存重視から活用重視への転換が謳われ、地域の文化財を総合的に把握した上で、計画的な整備、活用を推進し、観光振興、地方創生につなげる仕組みが制度化されました。そして、令和5年3月末には、満を持し、7年越しのプロジェクトであった京都移転が実施され、同年5月には文化財部局が京都庁舎にて本格的に業務を開始しました。

文化庁は、この中央省庁初の地方移転を機に、地域固有の文化資源を活用した地方創生、文化観光による新たな価値創造、日本文化の磨き上げと国内外への発信等の重要施策に戦略的に取り組むこととし、また、長官直属組織として「食文化推進本部」「文化観光推進本部」を設置し、庁内横断的な新たな課題にも取り組んでいます。その成果は、世界遺産、日本遺産ブランド等を活用した観光コンテンツ造成によるインバウンド需要の拡大や、日本の「伝統的酒造り」のユネスコ無形文化遺産登録といった形で徐々に実を結びつつあります。

史跡等は観光振興、地方創生の核となる可能性を秘めた、貴重な国民的財産であり、また、地域の象徴、心の拠り所ともなるものです。これらを適切に保存・活用しながら後世に確実に継承していくことは、現代に生きる我々の責務であります。文化庁はこれからも全史協と連携を密にし、必要な予算の獲得や技術支援等に務めて参る所存です。

最後に、全史協会長の豊岡三島市長、事務局の皆様、そして全史協加盟自治体の首長始め関係の皆様にご改めて感謝を申し上げますとともに、全史協の今後の更なるご発展をお祈りして、私からの祝辞とさせていただきます。

目 次

第1章 全史協60年の回顧

史跡等の保護の仕組み 1

全史協のあゆみ 2

全史協の活動とその成果 3

全国史跡整備市町村協議会 加盟市町村地図 4 ～ 5

第2章 全史協の活動と取り組み

史跡等整備事例 6 ～ 23

（北海道・東北地区、関東地区、北信越地区、東海地区、
近畿地区、中国地区、四国地区、九州・沖縄地区）

第3章 特別寄稿

「文化庁の京都移転と文化財行政の展望」 24 ～ 27

文化庁文化財鑑査官 山下 信一郎

「特別史跡熊本城跡の震災復旧」 28 ～ 31

熊本市 熊本城調査研究センター 所長 網田 龍生

全史協データ

全国史跡整備市町村協議会規約 32 ～ 33

全国史跡整備市町村協議会加盟市町村一覧 34 ～ 35

史跡保全議員連盟会員名簿 36 ～ 37

全史協地区協議会一覧 38

全史協都道府県史跡整備市町村協議会一覧 39

第1章

全史協60年の回顧

史跡等の保護の仕組み

1 記念物とは

記念物とは、文化財の類型の一つで、「遺跡」、「名勝地」、「動物・植物・地質鉱物」に分けられます。文化財保護法では以下のように位置付けられています。（法第2条）

- （1）貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの
- （2）庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの
- （3）動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの

文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを「史跡」、「名勝」、「天然記念物」に指定し、これらのうち特に重要なものを「特別史跡」、「特別名勝」、「特別天然記念物」に指定します。また、史跡名勝天然記念物（以下、「史跡等*」という）の指定を受けていないもののうち文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録し、「登録記念物」としています。

2 史跡等の保存、活用、整備

文化財保護法の第1条には「この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。」とあり、史跡等を含む文化財の保護とは「保存」と「活用」から成り立っていることがわかります。

『史跡等整備のてびき』（文化庁文化財部記念物課監修、平成17年）では、史跡等の整備は「保存」と

「活用」の両側面の適切で包括的な両立を目的として実施される総合的な諸作業のうち、主として技術的側面から行われるもの、と定義しています。また、整備の理念として「国民共有の財産である史跡等の本質的価値を保存し、次世代へと確実に伝えていくことが基本である。そのためには充実した調査研究の下に史跡等の本質的価値を明らかにし、その成果を十分踏まえた精度の高い整備を追求する必要がある」とし、さらに「史跡等の持つ潜在的価値を顕在化させ適切に高めることにより、地域の住民が日常生活の中で憩いつつ歴史及び文化に親しみ、学校教育及び生涯学習活動を通じて学ぶことが可能になる。そして、史跡等は地域の住民によって文化的活動の場として活用され、まちづくり及び地域づくり、ゆとりある生活空間づくりの中核となるばかりでなく、地域に固有の文化的な観光資源として地域の活性化にも寄与することとなる。」としています。

最近の動向として、それ以前から作成が推奨されていた史跡等の保存活用計画が、文化財保護法に基づき文化庁長官が認定する制度として位置付けられました。保存活用計画の作成により、史跡等の保存状態や管理状況等の現状と次世代への継承に向けて直面する課題を整理し、保存・活用を図るために必要な事業の実施計画を定め、これに基づいて中・長期的な観点から取組を進められるようになります。

全国史跡整備市町村協議会加盟市町村は、上記のような理念や仕組みの下、史跡等の整備を進めています。第2章では、直近10年間で行われた史跡等の整備事例を、ほんの一部ですがご紹介します。

*ただし、全史協では史跡、名勝、天然記念物及び重要文化的景観を合わせて「史跡等」と呼んでいます。

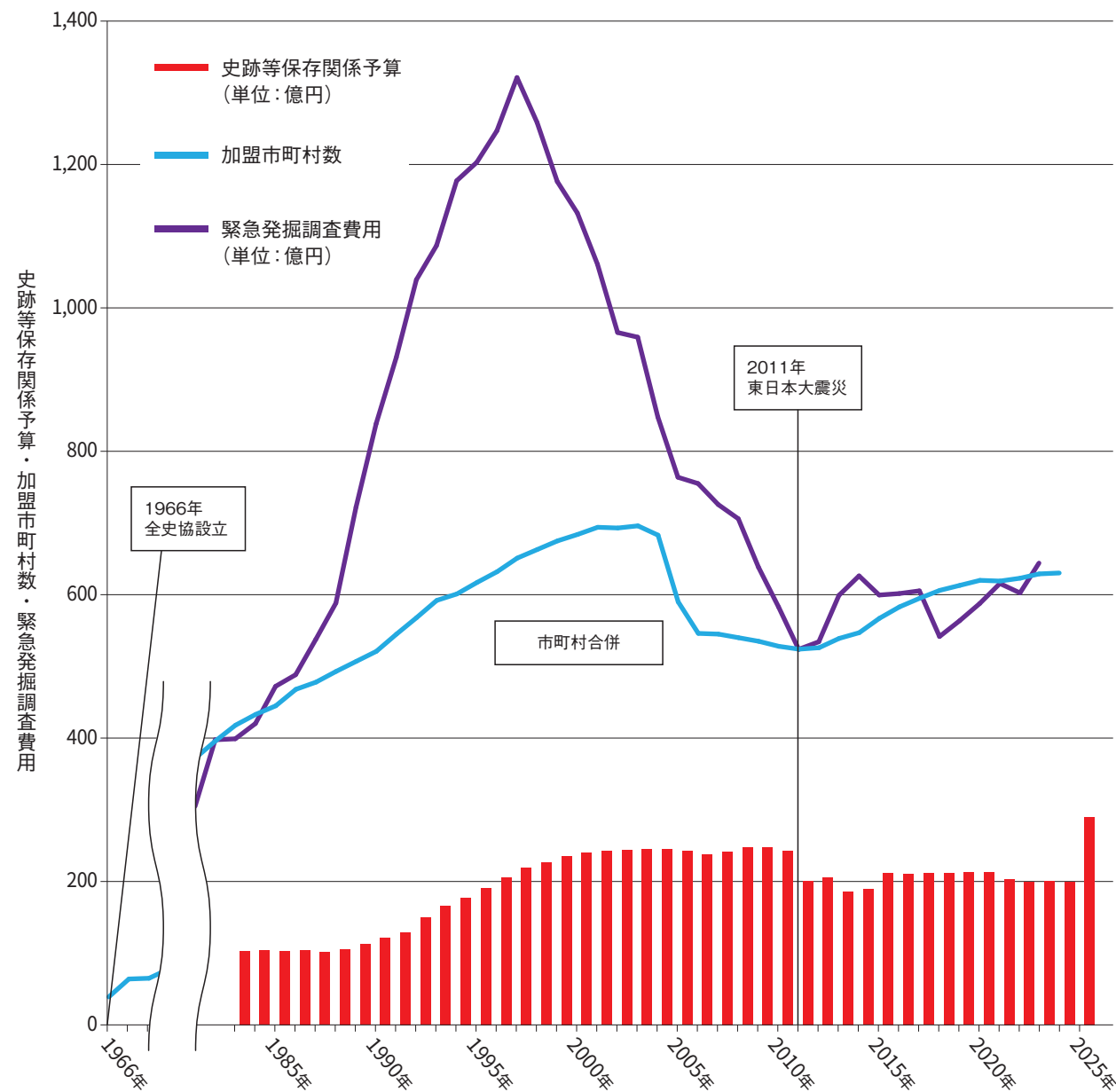
全史協のあゆみ

大会開催地 開催年月日	加盟市町村数 会長名	特記事項
第1回 静岡市	21市・15町・3村・計39	
1966.10.7	静岡市長 荻野準平	
第2回 萩市	36市・23町・5村・計64	
1967.10.25	静岡市長 荻野準平	
第3回 千葉市	40市・21町・4村・計65	
1968.10.22	静岡市長 荻野準平	
第4回 福岡市	48市・24町・4村・計76	
1969.11.21	静岡市長 荻野準平	
第5回 多賀城市	75市・42町・5村・計122	
1970.10.9	福岡市長 阿部源蔵	
第6回 野々市町	99市・51町・9村・計159	
1971.10.26	福岡市長 阿部源蔵	
第7回 和歌山市	116市・42町・7村・計165	北海道地区協議会設立S47.2.18
1972.10.9	萩市長 菊屋嘉十郎	
第8回 箱根町	127市・51町・9村・計187	史跡等購入費補助が80%となる 中国地区協議会設立S48.7.13 九州地区協議会設立S48.9.19
1973.10.17	萩市長 菊屋嘉十郎	
第9回 函館市	140市・55町・9村・計204	
1974.10.22	萩市長 菊屋嘉十郎	
第10回 東京	140市・57町・9村・計206	全史協10周年記念展「全国史跡めぐり」開催
1975.10.13	萩市長 菊屋嘉十郎	
第11回 熊本市	145市・67町・12村・計224	北信越地区協議会設立S51.7.28
1976.10.6	和歌山市長 宇治田省三	
第12回 津和野町	149市・81町・20村・計250	沖縄地区協議会設立S52.2.12
1977.10.23	和歌山市長 宇治田省三	
第13回 津山市	175市・117町・22村・計314	冊子「史跡の整備」作成開始
1978.10.20	和歌山市長 宇治田省三	
第14回 長野市	182市・129町・24村・計335	
1979.10.12	和歌山市長 宇治田省三	
第15回 那覇市	189市・142町・26村・計357	「歴史の道」標識等デザインコンペ実施
1980.11.5	和歌山市長 宇治田省三	
第16回 寺井町	195市・151町・26村・計372	パンフレット「史跡の買い上げと整備」作成
1981.10.26	和歌山市長 宇治田省三	
第17回 弘前市	206市・163町・27村・計396	奈文研埋蔵文化財センター研修派遣補助開始
1982.10.21	和歌山市長 宇治田省三	
第18回 大垣市	213市・175町・30村・計418	
1983.10.13	和歌山市長 宇治田省三	
第19回 酒田市	218市・184町・31村・計433	
1984.10.18	長野市長 柳原正之	
第20回 川内市	222市・191町・32村・計445	全史協20周年「全史協20年の歩み」発刊 10都市でシンポジウム、講演会、文化財地固作成
1985.10.17	長野市長 柳原正之	
第21回 姫路市	230市・203町・35村・計468	
1986.10.23	姫路市長 戸谷松司	
第22回 三島市	236市・205町・37村・計478	史跡保全議員連盟設立7.14
1987.10.22	姫路市長 戸谷松司	
第23回 大分市	243市・213町・37村・計493	海外視察研修(ヨーロッパ)
1988.10.19	姫路市長 戸谷松司	
第24回 釧路市	245市・221町・41村・計507	「ふるさと歴史の広場」開始
1989.8.31	姫路市長 戸谷松司	
第25回 総社市	248市・234町・39村・計521	海外視察研修(北アメリカ大陸)
1990.11.7	姫路市長 戸谷松司	
第26回 福井市	254市・250町・41村・計545	図説「日本の史跡」全8巻出版(企画協賛) 「地域中核史跡等整備特別事業」始まる 東北地区協議会設立H3.7.11
1991.10.17	姫路市長 戸谷松司	
第27回 宇都宮市	265市・261町・42村・計568	「歩き・み・ふれる歴史の道」事業始まる 海外視察研修(オーストラリア)
1992.10.15	姫路市長 戸谷松司	
第28回 松山市	274市・274町・44村・計592	「史跡、名勝、建造物緊急保存修復事業」
1993.10.27	姫路市長 戸谷松司	
第29回 鳥取市	278市・277町・46村・計601	「歩き・み・ふれる歴史の道」シンボルマーク 一般募集・決定 海外視察研修(中国)
1994.10.6	姫路市長 戸谷松司	
第30回 八戸市	281市・288町・48村・計617	「大規模遺跡総合整備事業」始まる 「新発見考古速報展95」(30年事業として共催) 「全史協30年の歩み」発刊
1995.10.4	宇都宮市長 増山道保	

大会開催地 開催年月日	加盟市町村数 会長名	特記事項
第31回 唐津市	287市・297町・48村・計632	地方拠点史跡等総合整備事業(歴史ロマン再生事業)開始 海外視察研修(シリア・トルコ) 四国地区協議会設立H8.8.8
1996.10.2	宇都宮市長 増山道保	
第32回 盛岡市	294市・306町・51村・計651	地区協議会の設立促進・議連の加入促進 全史協名簿作成 関東地区協議会設立H9.11.25 近畿地区協議会設立H9.12.21
1997.10.7	宇都宮市長 増山道保	
第33回 奈良市	294市・313町・53村・計663	海外視察研修(ウズベキスタン) 東海地区協議会設立H10.2.4
1998.10.7	宇都宮市長 増山道保	
第34回 浦添市	301市・318町・56村・計675	
1999.10.6	奈良市長 大川靖則	
第35回 長崎市	304市・323町・57村・計684	全史協名簿作成
2000.10.4	奈良市長 大川靖則	
第36回 前橋市	306市・331町・57村・計694	
2001.10.3	奈良市長 大川靖則	
第37回 明和町	307市・332町・54村・計693	
2002.10.2	奈良市長 大川靖則	
第38回 函館市	311市・331町・54村・計696	
2003.10.8	奈良市長 大川靖則	
第39回 長野市	322市・310町・51村・計683	
2004.10.6	小田原市長 小澤良明	
第40回 萩市	345市・213町・32村・計590	全史協40周年記念事業 「発掘された日本列島2005」共催 「記念シンポジウム」開催 「全史協40年の歩み」発刊
2005.10.5	小田原市長 小澤良明	
第41回 高知市	377市・152町・17村・計546	
2006.10.11	小田原市長 小澤良明	
第42回 南相馬市	380市・148町・17村・計545	
2007.10.17	小田原市長 小澤良明	
第43回 堺市	381市・143町・16村・計540	
2008.10.22	多賀城市長 菊地健次郎	
第44回 宮崎市	376市・143町・16村・計535	
2009.10.8	多賀城市長 菊地健次郎	
第45回 奈良市	374市・138町・16村・計528	
2010.10.19	多賀城市長 菊地健次郎	
第46回 平泉町	374市・134町・16村・計524	東日本大震災のため中止
第47回 小田原市	376市・134町・16村・計526	
2012.10.17	多賀城市長 菊地健次郎	
第48回 南城市	386市・137町・16村・計539	全史協新規約(相互支援)の施行 トップセミナーの開催
2013.10.9	太宰府市長 井上保廣	
第49回 宇和島市	388市・143町・16村・計547	全史協50周年記念事業実行委員会の発足
2014.10.8	太宰府市長 井上保廣	
第50回 高岡市	400市・151町・16村・計567	全史協50周年記念事業 「発掘された日本列島2015」共催 「記念シンポジウム」開催 「全史協50年のあゆみ」発刊
2015.10.7	会長職務代理 国分寺市長 井澤邦夫	
第51回 函館市	410市・157町・16村・計583	全史協新規約(副会長10人ほか)の施行 研修参加補助金交付要綱制定
2016.10.5	国分寺市長 井澤邦夫	
第52回 東広島市	415市・164町・16村・計595	全史協新規約(区及び史跡等を保有しない 市町村の加盟)の施行 研修参加補助金交付要綱改定(30人)
2017.10.4	国分寺市長 井澤邦夫	
第53回 甲府市	421市・168町・17村・計606	
2018.10.3	国分寺市長 井澤邦夫	
第54回 榎原市	426市・170町・17村・計613	
2019.10.1	国分寺市長 井澤邦夫	
第55回 太宰府市	431市・172町・17村・計620	
新型コロナウイルス感染症の 拡大により中止	国分寺市長 井澤邦夫	
第56回 太宰府市	431市・171町・17村・計619	オンライン開催(Zoomを利用)
2021.10.6	三島市長 豊岡武士	
第57回 平泉町	433市・173町・17村・計623	
2022.10.5	三島市長 豊岡武士	
第58回 川越市	435市・177町・17村・計629	
2023.10.4	三島市長 豊岡武士	
第59回 多賀城市	435市・178町・17村・計630	
2024.10.9	三島市長 豊岡武士	

全史協の活動とその成果

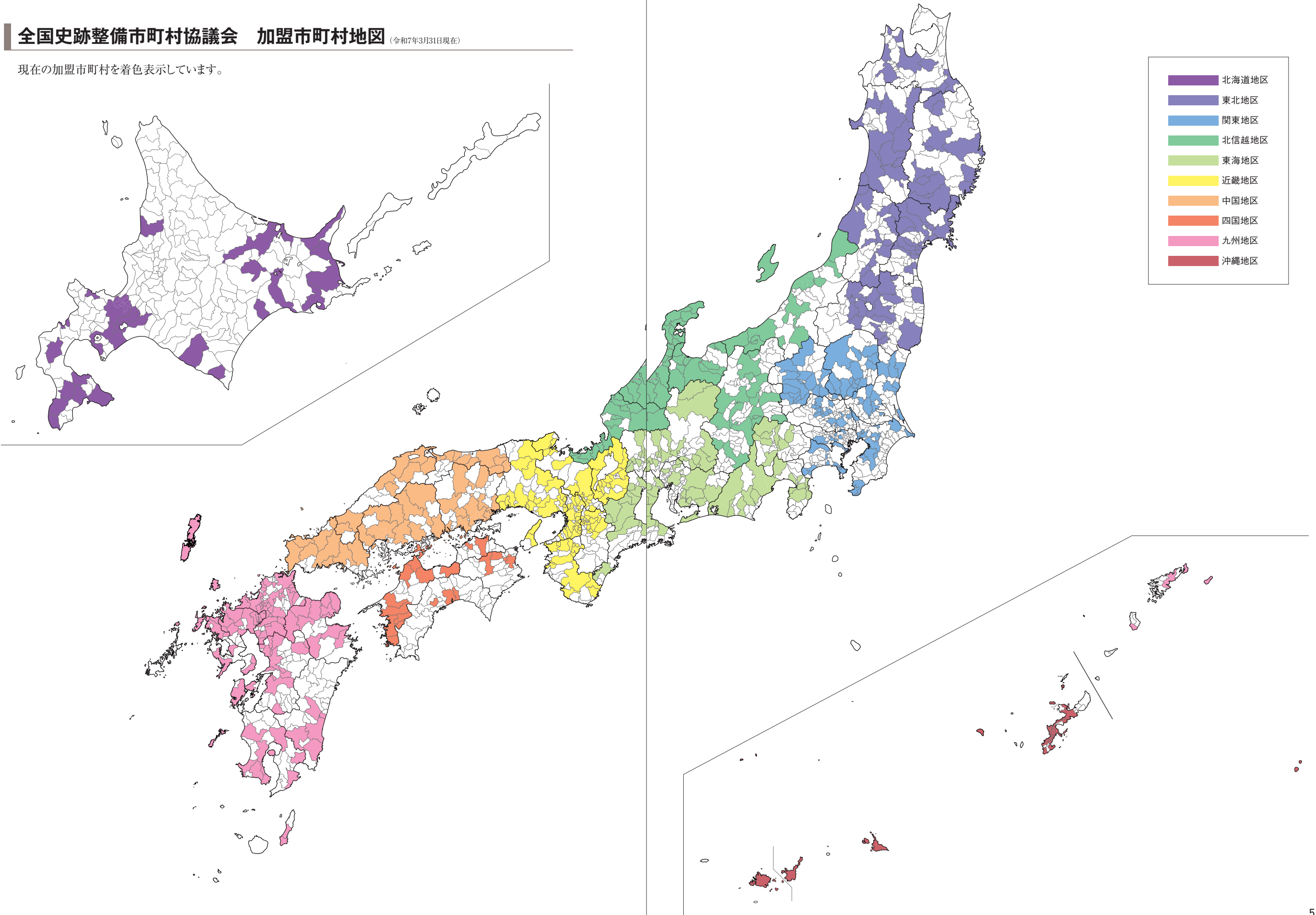
全史協の活動は、地域の文化財を守るべく国の助成を訴えるところから始まりました。史跡等文化財の保存・管理にはその裏付けとなる予算が不可欠です。発足当初はほぼゼロに近い状態であった関係予算は、加盟市町村と関係機関の熱心な活動により飛躍的に充実し、史跡等の公有化国庫8割補助も獲得しました。こうした予算や制度がなければ日本全国の文化財の保存・整備事業は大幅に遅れ、多くの貴重な史跡が失われていたかもしれません。



※史跡等保存関係予算は公有化助成・史跡等整備活用事業・埋蔵文化財調査等の総額を示す(1955年～)。2012年～2019年は復興庁予算の一部(史跡等保存整備)を含む。
※加盟市町村数は市・町・村の合計数を示す。
※緊急発掘調査費用は公共事業・民間事業の総額を示す。

全国史跡整備市町村協議会 加盟市町村地図 (令和7年3月31日現在)

現在の加盟市町村を着色表示しています。



第2章

全史協の活動と取り組み



史跡 垣ノ島遺跡

北海道函館市

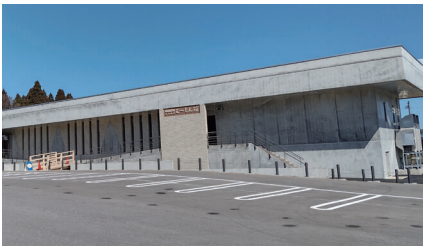
縄文時代早期前半から後期後半の長期にわたり営まれた、太平洋に面した集落遺跡。国内最大級の盛り土遺構や、子どもの足形が付けられた土版など、貴重な遺構や遺物が数多く発見されている。また世界文化遺産に登録された「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産の一つになっている。平成29年度から整備事業に着手し、令和3年7月から一般公開している。定時解説や発掘体験を実施しているほか、令和4年度にはARやVR等のデジタル技術を用いたデジタルコンテンツを整備し、遺跡の価値の理解促進に努めている。



史跡 旧奥行白駅通所

北海道別海町

北海道東部への入殖を進めるため、人馬の継ぎ立てと宿泊、物資の運送等を図って明治43年に設置された施設である。昭和5年に駅通所としては廃止されるが、その後は民間の旅館として使われた。平成23年に史跡の指定を受け、平成28年度から3年間かけて駅通所主屋の保存修理工事を実施した。近隣には旧国鉄奥行白駅と旧村営軌道風連線奥行白停留所があり、駅通所と合わせて一体的な整備を目指している。



史跡 入江・高砂貝塚

北海道洞爺湖町

史跡入江・高砂貝塚は、噴火湾を望む高台にあり、縄文時代前期～晩期につくられた貝塚を伴う集落跡。貝塚からは計44基の墓が発見されており、埋葬方法や縄文人の形質を知る上で重要である。平成27年から令和2年まで高砂貝塚の環境整備やガイダンス施設の改修を行い、既に整備が完了している入江貝塚と一体化した展示と活用を進めている。



史跡 津軽氏城跡 堀越城跡

青森県弘前市

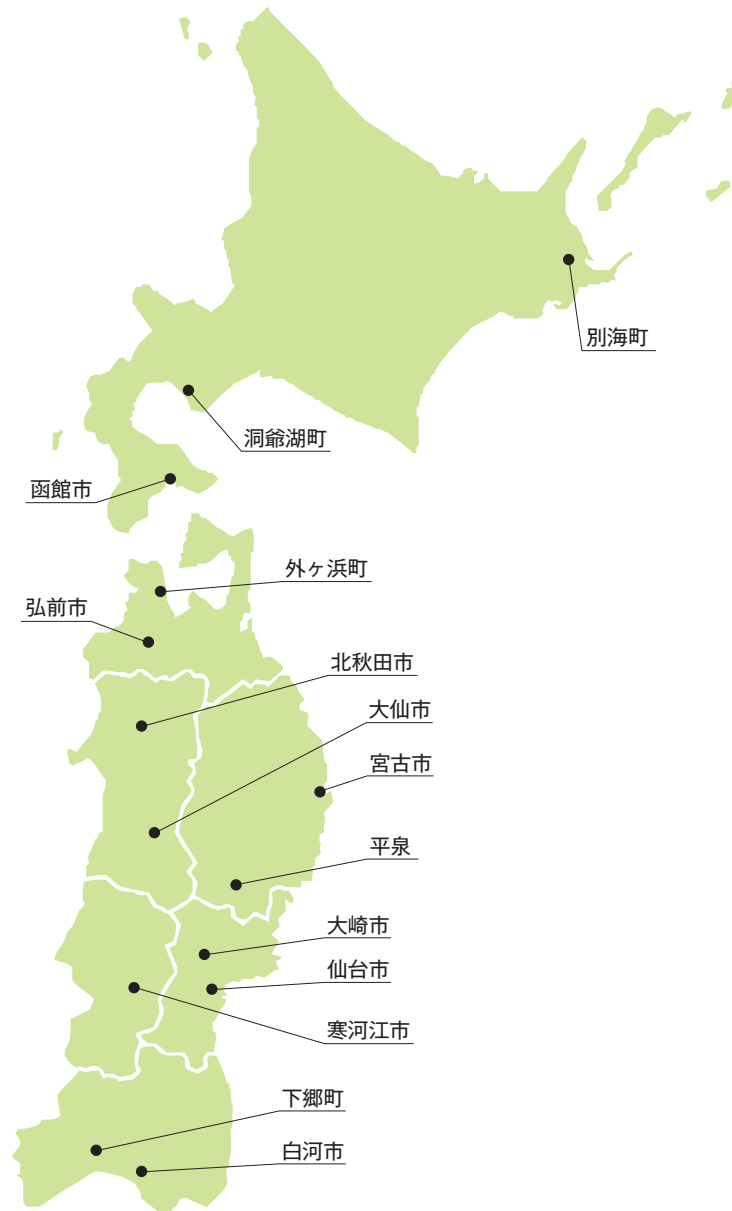
弘前藩初代藩主・津軽為信最後の居城。豊臣秀吉から津軽の領地安堵を得た為信は、文禄3年(1594)に堀越城を改修、居城とした。堀越城は、県内の中世城館として初めて礎石建物が導入され、曲輪配置も他の中世城館(群郭式)と異なる求心的構造(輪郭式+梯郭式)の城である。為信が改修した当時の城の姿を体感してもらうべく、平成24～令和元年度に堀や土塁の復元、遺構の平面表示等の史跡整備を実施。史跡隣接地には、旧石戸谷家住宅(県重宝)を移築復原し、堀越城跡のガイダンス施設として利用している。

史跡 大平山元遺跡

青森県外ヶ浜町

後期旧石器時代後半から縄文時代草創期まで、石器などの特徴の移り変わりを追うことができる遺跡の草創期エリアを整備。基本計画・基本設計後の令和2年度から保護盛土で覆い、解説板の設置及び平面表示、居住域や園路を整え、当時の自然環境データを基に植栽を実施し、令和4年度に完成した。令和5年度には、遺跡隣接地にガイダンス施設を建設し、令和6年4月にオープンした。世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産のひとつである。

北海道・東北地区



史跡・名勝 旧有備館および庭園

宮城県大崎市

仙台藩家臣の岩出山伊達家が建設したもので御改所、附属屋、茶亭、正門等の建造物を有する回遊式池泉庭園である。昭和46～53年にかけて大規模な保存修理工事を行っている。平成23年の東日本大震災では建造物や池の護岸などに被害があったが、平成27年度には災害復旧工事を完了し、平成28～令和3年度に保存整備工事を実施した。



史跡 崎山貝塚

岩手県宮古市

縄文時代前期から後期にかけての遺跡で台地上に広場を有する集落、南北両斜面に縄文時代前期から中期を主体とする貝塚が形成されている。平成8年に史跡に指定される。昭和61年度から範囲確認調査を実施し、その成果に基づき平成19年度に整備基本計画を策定。その後、東日本大震災により事業が一時凍結されたが、平成25年度に実施設計の見直しを行い、平成26～28年度に史跡の園路等整備、堅穴住居跡の復元、ガイダンス施設整備を実施した。



史跡 柳之御所・平泉遺跡群(柳之御所遺跡)

岩手県

平安時代末、東北地方を支配した奥州藤原氏の居館・政庁「平泉館」と考えられる。遺跡全域が史跡として保護され、現在も発掘調査が継続されている。遺跡を囲む堀や園池などの代表的な遺構を当時の規模で整備しており、令和3年に史跡に隣接して岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンターを設置した。ガイダンスセンターではジオラマなどによる復元など遺跡内容を紹介し、重要文化財を含む出土品を展示している。



史跡 仙台城跡

宮城県仙台市

仙台城跡は初代仙台藩主伊達政宗によって造営された城であり、平成15年に史跡に指定された。城内の石垣や土堀では、これまで地震の被害により災害復旧事業が行われてきた。平成15年の宮城県沖を震源とする地震、平成23年の東日本大震災で石垣の変形・崩落等の被害があり、石垣の解体・積み直しが行われた。令和3年、4年の福島県沖地震でも石垣の変形・崩落等の被害があり、令和6年現在災害復旧事業を実施している。伝統工法による復旧を基本とし、安全確保のため止むを得ない箇所について現代工法を導入している。

**名勝** 旧池田氏庭園**秋田県大仙市**

東北三大地主と称された、大正期の国内有数の千町歩地主であった池田家の旧邸宅敷地。指定面積は本家庭園と分家庭園を合わせて約6万㎡。本家庭園は、仙北平野の中に家紋を意識した亀甲型（六角形）の敷地が浮島のように浮かび上がる景観が特徴的。平成16年度より30年計画で、庭園修復と洋館・米蔵及び味噌蔵などの建物修復といった「保存のための整備」と、受付棟整備やバリアフリー対策などの「活用のための整備」を実施。

**史跡** 慈恩寺旧境内**山形県寒河江市**

慈恩寺は、鳥羽天皇の御願寺と伝えられ、東北地方を代表する寺院であり、当史跡は、江戸時代まで認識されていた丘陵一帯に広がる境内地である。丘陵南端の堂社や院坊屋敷地の佇まい、その背後を取り巻く城館群や北端近くに存在する慈恩寺修験の行場とともに、旧境内の様相を良好にとどめている。

平成30年度以降は危険防止及び修景のための樹木伐採、案内板・説明板・誘導サイン・便益施設の設置等の環境整備を実施した。また、史跡隣接地にガイダンス施設を設置し、史跡の歴史的価値を分かりやすく紹介している。

**天然記念物** 中山風穴地特殊植物群落**福島県下郷町**

中山風穴地特殊植物群落は、風穴から吹き出す冷風によって、標高490mから570mの当該地にオオタネバラなど寒冷な場所を好む植物が生育する群落である。学術上貴重な群落として、昭和39年に国の天然記念物に指定された。平成29年度から令和3年度にかけて国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金を活用し、歩道や説明板、保護柵等を再整備した。また、インバウンド対応のため説明板に英文を併記し、新しく日本語版と英語版のパンフレットを作成した。現在は植生調査等を実施し、今後の保存活用の方策を模索している。

**史跡** 伊勢堂岱遺跡**秋田県北秋田市**

縄文時代後期の4つの環状列石を主体とした祭祀遺跡と考えられている。大館能代空港からのアクセス道路建設に伴って平成6年から発掘調査が行われた。平成13年に国の史跡に指定され、平成24年度から平成29年度にかけて第Ⅰ期整備を行い史跡範囲の北側とガイダンス施設である「伊勢堂岱縄文館」を整備した。令和3年7月に世界文化遺産に登録された「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産の1つである。令和5年度から遺跡の保存と見学環境向上のために第Ⅱ期整備を実施している。

史跡 慈恩寺旧境内**山形県寒河江市**

慈恩寺は、鳥羽天皇の御願寺と伝えられ、東北地方を代表する寺院であり、当史跡は、江戸時代まで認識されていた丘陵一帯に広がる境内地である。丘陵南端の堂社や院坊屋敷地の佇まい、その背後を取り巻く城館群や北端近くに存在する慈恩寺修験の行場とともに、旧境内の様相を良好にとどめている。

平成30年度以降は危険防止及び修景のための樹木伐採、案内板・説明板・誘導サイン・便益施設の設置等の環境整備を実施した。また、史跡隣接地にガイダンス施設を設置し、史跡の歴史的価値を分かりやすく紹介している。

**史跡** 小峰城跡**福島県白河市**

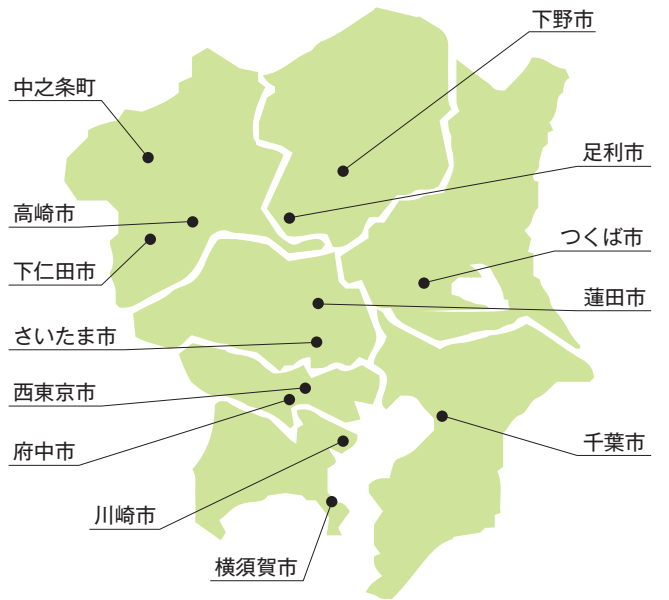
小峰城は、南北朝時代に結城親朝によって築かれ、寛永4年（1627）の白河藩成立後、初代藩主丹羽長重により、約4年の歳月をかけて石垣を多用した近世城郭に改修された。平成22年8月に国史跡に指定されたが、翌23年3月の東日本大震災では、石垣が10か所にわたり崩落するなどの大きな被害を受けた。崩れた石垣は、調査によって明らかとなった江戸時代の工法に基づいて修復が行われ、平成31年3月に修復が完了した。令和6年1月より、本丸と二之丸をつなぐ清水門の復元整備を行っており、令和8年に竣工予定である。

**史跡** 小田城跡**茨城県つくば市**

常陸国南部で鎌倉から戦国時代に最大の勢力を誇った小田氏の居城跡である。方形の本丸跡を中心にして、堀跡や土塁跡で囲まれた中世平城跡の空間を復元整備した。本丸跡内部には建物表示や東池跡を復元し、旧常陸小田駅跡地を利用した案内所を含めて、平成21～28年の8年間をかけて整備を行った。小田城跡は、歴史学習の場として多くの方が訪れるだけでなく、地元住民や市民によりイベント会場としても広く活用されている。

**史跡** 足利学校跡**栃木県足利市**

史跡の西半部は、寛文8年（1668）に修築された大成殿、杏壇門及び築地堀、学校門、入徳門が現存し、大正4年に足利学校遺蹟図書館が建てられるが、土塁に囲まれ、孔子廟域としての景観が保たれていた。東半部は、明治6年以降、小学校となっていたが、昭和57年に移転し、7年に及び発掘調査、絵図等の文献資料に基づき、平成2年に方丈、庫裡、書院の学舎、衆寮、木小屋、土蔵の附属建物、南北の庭園、土塁、堀が宝暦年間（18世紀中頃）の学問所区域の姿に復元整備された。現在、第2次保存整備計画に基づく再整備を進めている。

**関東地区****史跡** 下野国分寺跡**栃木県下野市**

下野国分寺跡は、遺構状況が良好で、多くの瓦が散布し金堂・講堂・塔跡の基壇が地彫れ状に残っていたため、大正10年に国の史跡に指定された。当史跡地には良好な平地林が残されていることから、平地林と調和する整備を行った。また、遺構の遺存状況が良好なため、そのまま遺構を覆い保護を行っている。また、植栽については、芝貼りではなく維持管理の手間が少ないクラピアによる植栽を行い、イベント広場としても活用している。

特別史跡 加曾利貝塚**千葉県千葉市**

2つの環状貝塚が8字形に接続した日本最大級の縄文貝塚。中期から晩期までの約2,000年間にわたる生活の跡が今も良好な状態で保存されている。埋蔵文化財としての価値に加え、貝層断面などの野外展示が遺跡の整備・活用において先駆的存在であることなども評価され、平成29年に貝塚として初めて特別史跡に指定。同年、「特別史跡加曾利貝塚ランドデザイン」及び「史跡整備基本計画」を策定。以降、継続的に発掘調査・史跡整備を実施し、令和5年度からは約半世紀ぶりに北貝塚の発掘調査に着手している。

**史跡 箕輪城跡****群馬県高崎市**

約500年前に長野氏によって築かれた平山城。永禄9年（1566）の落城後、武田・織田・北条・徳川の城として使われ、最後の城主は徳川家康の重臣井伊直政。慶長3年（1598）に廃城となった。様名山東南麓の丘陵上にあり、本丸周囲を巡る最大幅40m、深さ10mの広大な堀を有する。昭和62年に国の史跡に指定され、平成23年度から保存整備事業を開始し、令和5年度までに郭馬出西虎口門や本丸西虎口の石垣の復元、本丸・蔵屋敷間の木橋の整備を行った。

史跡 荒船・東谷風穴蚕種貯蔵所跡（東谷風穴）**群馬県中之条町**

明治40年から昭和16年まで蚕種貯蔵所として、戦後は種子貯槽所として利用された。その後昭和44年に廃棄された。廃棄時に石積等は風穴内に落とすように取り壊された。崩落した石積の調査及び解体工事を実施し、今後は積み直し工事と建屋構造を模した立体表示を行う計画である。実際に風穴の内部に入って冷風を体感できる整備を行い、令和13年度完成を予定している。

**史跡 見沼通船堀****埼玉県さいたま市**

享保16年（1731）に開通した閘門式運河。芝川とその東西を流れる見沼代用水の約3mに及ぶ水位差を克服するため、東縁及び西縁の2つの水路に備わる各2か所の閘を操作することで水位を調節し、船を通した。平成9年度に第一次整備が完了したが、約20年が経過して随所に劣化が見られることから、堤塘・閘・園路等を対象に平成27年度から再整備事業を実施している。令和5年度には東縁の再整備が完了し、現在西縁の園路工事を実施している。毎年、復元した閘で水位調節の様子を公開する「閘門開閉実演」を実施している。

**史跡 荒船・東谷風穴蚕種貯蔵所跡（荒船風穴）****群馬県下仁田町**

真夏でも氷点下の天然の冷風が吹き出す地形を利用し、明治から昭和初期にかけて稼働した国内最大の蚕種（カイコガの卵）貯蔵所跡であり、世界文化遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の構成資産の1つである。平成26年から30年にかけて、番舎（管理棟）遺構周辺の調査を実施した。その後、令和元・2年に番舎遺構ゾーンとして、荒船風穴最盛期である大正期を中心に整備を行った。山中にある遺跡であるが、一部をバリアフリーとして整備しており、車椅子等での見学にも対応できるようになっている。

**史跡 黒浜貝塚****埼玉県蓮田市**

黒浜貝塚は、縄文時代前期の貝塚を伴う集落遺跡である。縄文時代前期の「黒浜式土器」の標式遺跡としても認識されている。史跡内では、湧水のある谷を挟んで所在する2つの集落や縄文海進の影響により市内に入り込んでいた海水の汀線が確認されている。整備では「縄文黒浜、渚と森の記憶」をキャッチフレーズに、理化学分析を基にして当時の森や汀線の景観復元を実施。ガイダンスにおいては、デジタル技術であるARとVRを活用した整備を行った。

**史跡 武蔵府中熊野神社古墳****東京都府中市**

7世紀中ごろに築造されたと考えられる、3段築成の全面石葺された上円下方墳。埋葬施設は複室構造の切石切組積の横穴式石室である。平成22年墳丘を復元整備し、平成30年に墳丘西側を公園として整備した。史跡指定地外に展示室や原寸大の石室復元展示施設を備える。

**史跡 下野谷遺跡****東京都西東京市**

武蔵野台地中央部、石神井川を見下ろす高台に位置する、南関東最大級の縄文時代中期の環状集落である。都心から電車で30分ほどの住宅街に突然現れる土屋根の竪穴住居や土壌墓群は、「みんなで作る、つなげる都市部の縄文空間」を掲げ、令和2年度から復元、整備された。解説板の作成と設置にはクラウドファンディングを活用、整備地は市民公募により「したのや縄文の里」の愛称がつき、集落の全様をCGでみることができ、VRアプリなどのソフト整備も行いながら、市民とともに成長し続ける史跡を目指している。

**史跡 橋樹官衙遺跡群****神奈川県川崎市**

7世紀後半の「橋樹評家」及び8～9世紀の「橋樹郡家跡」である千年伊勢山台遺跡とその西側に隣接する古代寺院跡である「影向寺遺跡」から構成される。平成27年に川崎市初の史跡指定を受け、平成29年度に保存活用計画、平成30年度に整備基本計画を策定した。整備基本計画に基づき、令和4～5年度に橋樹評家の倉庫を復元する等の史跡整備を実施し、令和6年5月に橋樹歴史公園としてオープンした。

**史跡 武蔵国府跡****東京都府中市**

国衙城西側と奈良時代前期の国司館跡が武蔵国府跡として指定されている。国衙域の一角に国衙中枢建物を復元、国司館跡は史跡広場として第1期整備工事を実施し、それぞれ一般公開している。史跡広場には、10分の1模型やVR映像などを備える。史跡広場については、今後、歴史的価値を高めるとともに、にぎわい創出を図るための第2期整備工事を実施していく予定である。

**史跡 東京湾要塞跡
千代ヶ崎砲台跡
神奈川県横須賀市**

首都東京防衛のため東京湾の入り口に明治28年に陸軍が建設した東京湾要塞を構成する砲台の1つ。大砲は撤去されているが、砲座や弾薬庫など建設当初の姿を良好に残している。戦後は海上自衛隊施設として使用され、一般の立ち入りが長く禁止されていたが、平成27年の史跡指定を受け、平成29年度より史跡整備を開始。便益施設の設置や安全対策、現地を案内するボランティア養成を行い、令和3年10月より土・日・祝日の一般公開を開始した。

北信越地区



史跡 平林城跡

新潟県村上市

北越後の地、小泉莊加納を領した色部氏の居城で、築城年代は出土遺物から16世紀前葉に比定され、慶長3年(1598)に同氏が出羽国金山城に移り廃城となった。山城跡とその麓の居館跡から成り、平成23年度から居館跡において発掘調査のほか、杉木の間伐による遺構顕在化、土塁復元、展示施設を併設したトイレの建設などの整備を行った。今後は、遺構修復、木橋の復元、園路整備を実施する予定である。

史跡 春日山城跡

新潟県上越市

戦国武将、上杉謙信の居城。平成28年7月の集中豪雨により、但馬谷で発生した土砂崩落の災害復旧を実施。傾斜の急な最上部は鉄筋を打設し、パネルで固定するなど被災状況や傾斜、土質に応じた崩落防止工事を行うとともに、雨水が集中する但馬谷の水を適切に排水するための工事を行った。仕上げには緑化のため、地元の小中学生が城跡で採取した種も混ぜた植生基材の吹付を行った。現在、災害を教訓とし、水処理や植生管理に留意しながら、市民と協働で「土の城」春日山城の保全に取り組んでいる。



災害時(妙高砂防事務所提供)



復旧後



史跡 高遠城跡

長野県伊那市

戦国時代に武田信玄が城の改修に関わり、武田家滅亡の過程で織田軍と壮絶な戦いが行われた城として知られる。江戸時代には、高遠領を治める政庁が置かれ、三ノ丸に遺る藩校進徳館の建物遺構を含めて史跡指定されている。平成13年以降、整備基本計画に基づき石垣修理事業や藩校進徳館の整備工事、耐震化工事、発掘調査等が進められてきた。現在、保存活用計画を策定中。



名勝 天龍峽

長野県飯田市

天竜川の南北2kmに渡る峡谷で、観賞手段としては川下り舟と遊歩道散策の二種類がある。峡谷の景観を阻害する樹木等の整備、峡谷全体を周遊できる遊歩道及び安全対策、視点場、便益施設、名勝の見どころや視点場を紹介するガイダンス施設、来訪者のための駐車場、安全・安心して移動できるサインなどの整備を実施。



天然記念物 イタセンバラ
富山県氷見市

イタセンバラの生息条件に配慮した保護池や水田などの環境を整備したところ、保護池では毎年約1,000個体程度のイタセンバラの繁殖に成功し、一部のイタセンバラを野生復帰や小学校における総合的な学習の時間で取り扱い、天然記念物に対する教育や保全への積極的な活用を実施している。



史跡 北代遺跡

富山県富山市

北代遺跡は縄文時代中期後葉を中心とする集落遺跡で、呉羽丘陵西麓の台地上に立地する。これまでに東西280m、南北200mの範囲から竪穴建物78棟、掘立柱建物4棟を確認した。平成8～10年度に復元建物群やガイダンス施設などの整備を行い、復元竪穴建物5棟は、発掘調査で屋根葺土を確認したことから全て土葺きとした。整備完了後の平成11年4月から富山市北代縄文広場として公開を開始し、縄文土器づくりなど体験学習を行っている。平成22～28年度には老朽化した復元建物の長寿命化を図るため、再整備事業を実施した。



史跡 能美古墳群

石川県能美市

能美市内の平野部に点在する5つの独立丘陵上に造られた古墳群(寺井山古墳群・和田山古墳群・末寺山古墳群・秋常山古墳群・西山古墳群)の総称。現在までに62基が発見され、墳長約140mを測る北陸最大級の前方後円墳(秋常山1号墳)を含むなど、北陸を代表する古墳群である。平成25年10月17日付で一体的な史跡に指定され、現在、未整備の西山古墳群について保存整備工事を実施している。



特別史跡 一乗谷朝倉氏遺跡

福井県福井市

戦国大名朝倉氏が5代約100年にわたり治めた城下町跡で、約278haが特別史跡に、4庭園跡が特別名勝に指定され、また約160万点の出土遺物のうち2,343点が重要文化財に指定されている。昭和42年から発掘調査および整備を開始し、朝倉館跡をはじめ、多くの区画で遺構露出展示を実施してきたほか、日本で初めて戦国時代の町並を復元整備した「復原町並」を平成7年に公開した。整備開始から約半世紀が過ぎた令和4年度から令和6年度には、本遺跡の再整備として朝倉館跡の遺構保存を目的とした回遊・鑑賞施設の整備等を実施した。



天然記念物 本願清水イトヨ生息地

福井県大野市

大野市のイトヨ生息地は、生物地理学的に淡水型イトヨの分布南限地であることから昭和9年に国の天然記念物に指定されている。生息地やそのガイダンス施設を含むエリアは、「本願清水イトヨの里」として一般公開されている。令和2～5年度の4年間、文化庁と福井県の補助を活用して再整備事業を実施し、生息地の浚渫及び護岸補強、観察デッキの整備、施設の長寿命化や館内設備の改修などを行い、施設の展示は近年の研究成果を反映するとともに幅広い世代がイトヨについて楽しく学習できる内容にリニューアルした。



史跡 武田氏館跡
山梨県甲府市
 「躰躰が崎館」とも呼ばれる武田氏は、永正16年(1519)に武田信虎によって築かれ、武田氏の勢力拡大とともに増築を加え、東日本でも最大級の規模を誇る戦国期居館となった。昭和13年史跡に指定され、平成19年から整備事業を継続している。これまで大手門東一帯を史跡公園として整備したほか、西曲輪の南北虎口や梅翁曲輪の堀・土塁を往時の姿に修復し、館の顕在化を進めてきた。平成31年、開府500年の節目に活用拠点として信玄ミュージアム(甲府市武田氏館跡歴史館)が開館し、史跡の周知や賑わいの創出を図っている。



史跡 梅之木遺跡

山梨県北杜市

茅ヶ岳の麓、標高770～790mの西向き緩斜面に立地する縄文時代中期中葉から末葉にかけての集落跡で、約150棟の竪穴建物群が直径100mの範囲に環状に展開する。集落北側の斜面下を流れる湯沢川沿いには敷石建物や集石土坑があり、そこへ続く道状遺構も見つかった。居住域以上の広がりを見出す遺構から確認できた貴重な発見であった。平成27～29年度にかけて史跡整備を実施し、平成30～令和4年度まで市民ボランティアを中心に竪穴建物4棟の復元を行い、環状集落を表現した。



史跡 韮山反射炉

静岡県伊豆の国市

韮山反射炉は、幕末期に築造された、鉄製大砲等を鍛造するための溶解炉。大正11年史跡指定された。平成27年に「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産として世界文化遺産に登録され、翌年「韮山反射炉ガイダンスセンター」が開館した。また、令和2年～3年にかけて反射炉本体の風化したレンガの補修等の保存修理工事を実施した。



特別史跡 新居関跡

静岡県湖西市

新居関跡は、浜名湖西岸の今切渡船場に設置された東海道の中でも要の関所跡であり、関所建物が現存している。平成5年度から復元整備事業を実施し、往時の関所機能を物語る護岸渡船場、大御門、裏御門、土塁高札場、女改之長屋などの付属施設をこれまでに復元した。今後、船会所、土蔵などの復元整備やガイダンス機能をもつ関所史料館の新築を目指している。

東海地区



史跡 山中城跡

静岡県三島市

山中城跡は、戦国時代末に小田原北条氏により築城された山城である。昭和48年～平成4年まで発掘調査を実施し、その成果に基づき遺構面には保護層を盛り、表面に張芝を行って復元整備をした。整備後20年を経過し、保護層の崩落が目立つようになり、平成24～30年に再整備を実施した。しかし、終了後の令和元年10月、台風19号により堀法面等の保護層が8ヶ所で崩落、復旧中の令和3年7月、長雨により再び7ヶ所被災し、令和8年までの予定で復旧を行っている。



整備中



史跡 乙塚古墳 附段尻巻古墳

岐阜県土岐市

乙塚古墳は7世紀前半(飛鳥時代)に造営された美濃地方最大級の横穴式石室を持つ方墳である。隣接する段尻巻古墳とともに、令和元年度から4年度にかけ、天井石等石室の補強、墳丘整備、解説板設置等の整備を実施後、史跡公園として供用開始。月例で石室を一般公開し、学習や憩いの場として活用されている。



史跡 小牧山

愛知県小牧市

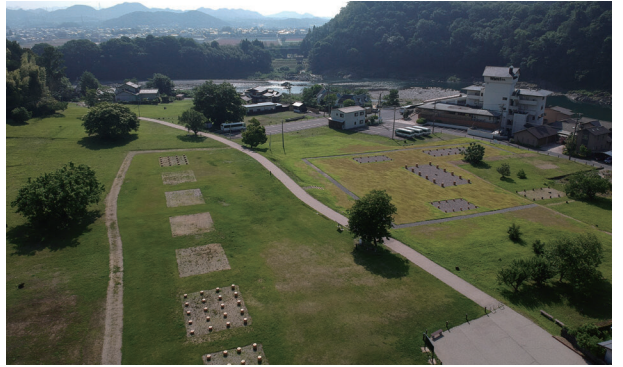
平野に突出した独立丘で、永禄6年(1563)に織田信長が築城し、天正12年(1582)の小牧・長久手の合戦では織田信雄・徳川家康連合軍が陣城として改修した。平成13年度以降断続的に整備工事を実施し、山頂部では、信長居城時の石垣を、在来工法による自然石の野面積みで復元した。山麓部では、合戦時に築かれた土塁、堀、曲輪等の復元、ガイダンス施設、土塁断面展示施設の設置を行い、芝生を施した曲輪は、イベント会場として活用されている。令和6年度以降は、大手道部分の整備に向けて発掘調査を実施している。



史跡 久留信官衙遺跡

三重県四日市市

伊勢国朝明郡衙跡と考えられる。政庁・正倉院等の施設の全体像や3時期の変遷が分かる、政庁正面が東を向く、「壬申の乱」や「聖武天皇東国行幸」の史実と結びつく可能性があることなどが特徴である。政庁八脚門を復元し、正殿は立体表示(休憩スペース)、正倉院は平面表示として整備を行った。ガイダンス施設「くるべ古代歴史館」とともに、公園として憩いの場、学習の場として活用している。



史跡 弥勒寺官衙遺跡群 弥勒寺官衙遺跡・弥勒寺跡・丸山古窯跡・池尻大塚古墳

岐阜県関市

古代武義郡衙に比定される弥勒寺官衙遺跡をはじめ、白鳳時代の寺院跡である弥勒寺跡、寺院に瓦を供給した丸山古窯跡と、古墳時代後期の方墳・池尻大塚古墳を擁する遺跡群である。平成26年度に策定した整備基本計画に基づき、令和4年度までに史跡公園として整備した。官衙建物の遺構平面表示、寺院の基壇復元のほか、園路や案内看板、便益施設の整備を実施した。現在は、市内小学校の見学解説や史跡ツアーの開催など、周知活用を進めている。



史跡 志段味古墳群

愛知県名古屋市

志段味古墳群は4世紀から7世紀にかけて築かれた古墳群である。古墳が多く集まる大塚・大久手古墳群地区は歴史を体感できる広場として整備をし、平成31年4月にはガイダンス施設である「体感!しだみ古墳群ミュージアム」が開館した。平成31年・令和元年度から令和4年度にかけて、大久手地区の古墳を対象とした市民参加の発掘調査事業を実施した。



史跡 斎宮跡

三重県明和町

斎宮跡は、伊勢神宮の天照大神に天皇に代わって仕えた未婚の皇女斎王が暮らした御殿と、その事務を取り扱う斎宮寮に関連する史跡である。三重県による平安時代前期の斎宮寮跡の主要な建物や方格街区(一部)の復元整備(平成27年度)が実施された。明和町においても国・県の補助金を得て公有化を着実に進めるとともに、明和町歴史的風致維持向上計画に基づき拠点施設の設置やカラー舗装などの美装化を行い(平成24年度～)、コロナ禍を乗り越えて住民や民間団体と一体となった史跡の利活用が活発となっている。



史跡 草津宿本陣

滋賀県草津市

東海道と中山道の分岐・合流する唯一の宿場に残る、現存最大規模を誇る本陣であり、江戸時代の敷地割と建築物の多くが伝わっている。平成元年度より、多くの建築物の保存修理を進めてきた。平成31年度には、改めて『保存活用計画』を策定することで、現状の再把握を行った。その結果、現在の基準で、平成元年度～7年度にかけて保存修理を行った建築物（座敷部および住居台所部）の耐震強度が不足することが判明し、令和5年度に実施設計を作成し、現在、耐震補強工事を進めている。



特別史跡 大坂城跡

大阪府大阪市

現在、大坂城跡で見ることができる石垣や縄張りは徳川氏が築いたものである。前代の豊臣氏の大坂城は、大坂の陣の後、元和6年（1620）に開始した徳川氏の大坂城築城に際して盛土により完全に埋められ、地下に埋没した。平成25～令和6年度にかけて、本丸地区の地下に埋没している豊臣氏大坂城の石垣の一部を発掘し、常時公開する施設整備を実施している（令和6年度末完成予定）。合わせて、整備過程で新たに発見された、徳川期金蔵の開運遺構の露出展示および遺構表示を行う予定である。（写真は岡泰行氏撮影）



史跡 安満遺跡

大阪府高槻市

檜尾川の扇状地に立地する弥生時代の環濠集落で、昭和3年の京都帝国大学の農場開設時に発見された。その後の調査で居住域・生産域・墓域を確認し、弥生時代を通じて集落の変遷を辿れることから、平成5年に史跡指定を受けた。農場移転を機に令和元年より整備に着手、史跡（約13ha）と隣接の防災公園とが一つになった安満遺跡公園（約22ha）として令和3年に開園した。市民とともに作り続ける公園を理念に、復元環濠内の旧京大農場建物群（登録有形文化財）をガイダンスや休憩施設、市民活動拠点として活用している。

名勝 胡宮神社社務所庭園

滋賀県多賀町

胡宮神社社務所庭園は江戸時代中期の作庭とされる池泉観賞式庭園で、平成27年度より繁茂した植栽の整備や老朽化が著しい建造物の修復工事を実施している。今後は園路や構造物、築山・地割の修理等、景観向上のため整備を行う予定である。

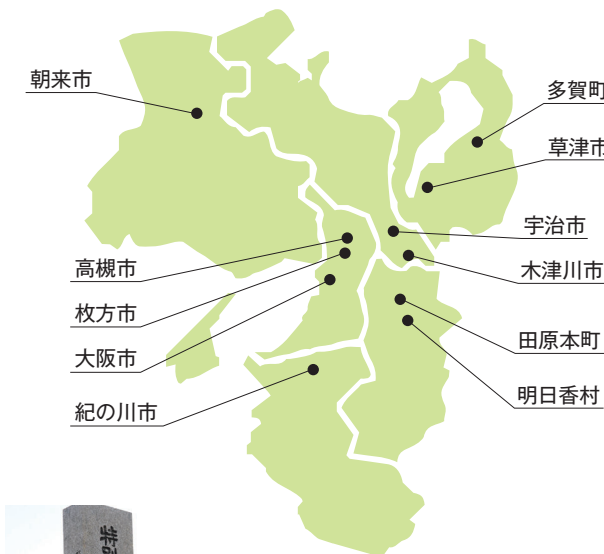


整備前



整備後

近畿地区



特別史跡 百濟寺跡

大阪府枚方市

朝鮮半島にあった古代国家百済の王族の末裔である百済王氏が奈良時代後半に建立した氏寺跡で昭和27年に国の特別史跡に指定された。昭和・平成におこなった3回の発掘調査で、薬師寺式に近い伽藍配置や堂塔のほかには寺の経営に関わる施設を整然と配置し、中央の官寺と比較しても遜色のない寺院であったことが判った。平成27年度より再整備に着手し、東塔・中門・回廊東半部は創建当初の基壇を復元し、西塔・金堂・回廊西半部は遺跡として今に残る姿を立体的に表現した。また、外周の築地塀の一部復元建築した。



史跡 宇治川太閤堤跡

京都府宇治市

宇治川太閤堤跡は、平成19年6月に土地区画整理事業に伴う発掘調査により、宇治橋下流で400m以上にわたる長大な治水遺跡が発見され、平成21年7月に国史跡に指定された。この史跡を活用し、宇治の歴史や文化、宇治茶の情報を発信する施設として、お茶と宇治のまち歴史公園を令和3年8月に開園した。史跡整備として、治水遺跡の復元と共に太閤堤が築造されてから埋没していく歴史の変遷や茶園として利用された時代（江戸末期～明治初期）の様子を再現した。



史跡 竹田城跡

兵庫県朝来市

竹田城跡は石垣が完存する全国屈指の規模の山城として有名で、また晩秋の雲海に浮かぶ幻想的な風景が「天空の城」と呼ばれている。適切な保護を図り、適正な環境整備に向けて、平成29年度に策定した史跡竹田城跡整備基本計画に基づき平成30年度から本格的な整備事業に取り組んでいる。発掘調査の調査成果を踏まえ見学通路の整備を行い、安全な見学環境整備を図っている。



史跡 牽牛子塚古墳・越塚御門古墳

奈良県明日香村

牽牛子塚古墳・越塚御門古墳は明日香村の西部に位置する終末期古墳である。平成21年度からの範囲確認調査で牽牛子塚古墳は対辺長約22mの八角墳であることが判明し、隣接して越塚御門古墳の横口式石櫓が検出された。平成29年から実施した整備事業では、軽量盛土（EPS）を用いて墳丘や埋葬施設を覆い、外観は築造当時の姿に再現している。越塚御門古墳内ではプロジェクションマッピングによる石櫓復元や歴史的背景などを紹介する映像解説システムを導入している。休日にはボランティアガイドによる解説も好評を博している。



史跡 高麗寺跡園

京都府木津川市

高麗寺跡は、飛鳥時代創建寺院跡である。塔と金堂の瓦積基壇が東西に並び法起寺式の伽藍配置を有する。整備期間は、平成22年度から令和3年度までの11年を要した。瓦積基壇復元整備施工には、市内小中学生をはじめとする市民に未来へのメッセージや願いを書いた平瓦の積上げ作業に参加いただいた。令和5年7月に国の認定を受けた文化財保存活用地域計画において、高麗寺跡周辺を重点的な措置を行う保存活用区域に設定しており、今後、地域活性化や観光振興などを目的とした積極的な活用を検討する。



史跡 唐古・鍵遺跡

奈良県田原本町

唐古・鍵遺跡は、奈良盆地の中央部に位置する、弥生時代の環濠集落である。弥生時代前期に大和川水系の河川が形成した微高地上に集落が成立し、弥生時代中期には集落の外縁部に多重環濠を有する、近畿地方でも屈指の大集落へと発展した。また、弥生時代における稲作農耕の存在を証明した遺跡としても知られる。

田原本町は、平成21年より史跡整備を開始し、平成30年4月に唐古・鍵遺跡史跡公園が開園した。開園後は年間10万人を超える来園者があり、田原本町のみならず奈良県中南部地区の住民の憩いの場として親しまれている。

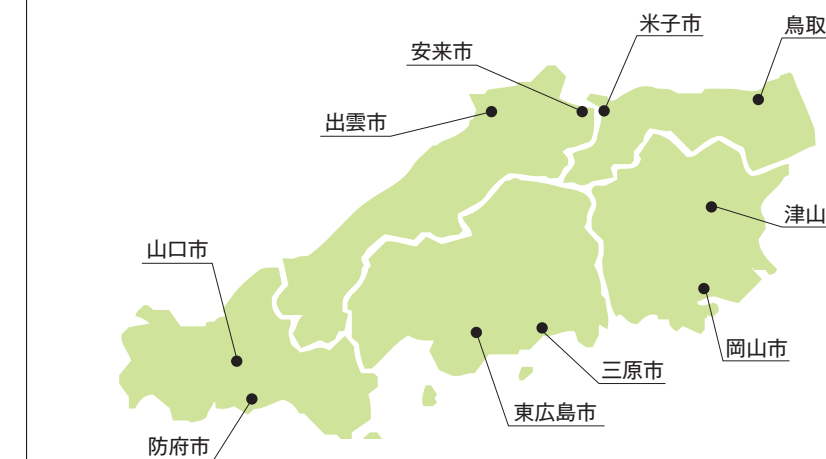


史跡 旧名手宿本陣

和歌山県紀の川市

旧名手宿本陣は、江戸時代前半に紀州藩主の参勤交代路に使用された大和街道に面して建つ名手組大庄屋妹背家の住宅である。敷地内に役割の異なる建物が建つことが特徴で、街道に面する南側に藩主の休泊に使用された本陣が建ち、敷地中央に設置された漆喰土塀を隔てた北側に大庄屋の職務を行った名手役所が建つ。令和4年度で第1期整備が完了し、解体されていた名手役所建物が25年の歳月を経て復旧した。令和6年度から建物周囲の整備や展示製作などの第2期整備を開始している。

中国地区



史跡 米子城跡

鳥取県米子市

戦国時代末期に築かれた本格的な近世城郭で、建物は失われたが、往時の遺構が良好に残されており、平成18年度史跡指定、令和3年には三の丸の一部が追加指定された。平成31年「史跡米子城跡整備基本計画」、令和4年「史跡米子城跡整備基本計画（三の丸編）」を策定した。現在は、この計画に基づき調査研究を進めるとともに、便益施設の整備や、発掘調査で確認された米蔵や内堀の規模が体感できる三の丸広場の整備を、令和8年度完成を目途に進めている。



史跡 富田城跡

島根県安来市

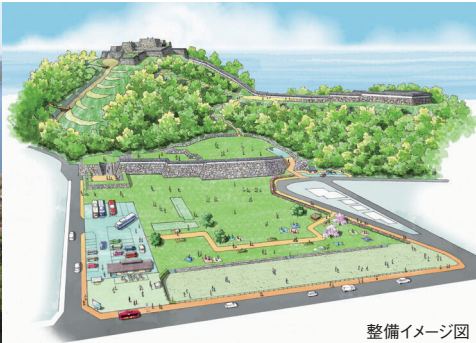
平成26年度に史跡富田城跡保存管理計画を策定し、平成27年度から令和3年度にかけて歴史的景観の復旧、史跡の保護のための樹木伐採、円滑な周遊や史跡の理解を深めるための園路整備・ガイダンス設備の整備を行った。整備後、史跡を活かした地域振興の取り組みが進んでいる。



史跡 鳥取城跡 附太閤ヶ平

鳥取県鳥取市

織田信長や羽柴（豊田）秀吉ゆかりの歴史的な古戦場であるとともに、城跡の構成が中世城郭と近世城郭からなり、我が国の城郭発達史を知る上で貴重な史跡である。現在、鳥取藩32万石の居城であった近世城郭部分の復興に取り組んでおり、既に大手橋や大手門が復元され、往時の姿を取り戻しつつある。



整備イメージ図



史跡 田儀櫻井家たたら製鉄遺跡(越堂たたら跡)

島根県出雲市

越堂たたらは、製鉄業で栄えた田儀櫻井家が江戸時代中期から明治時代初期に日本沿海で営んだ土台の現地たたら場である。越堂たたら跡の調査後に製鉄炉や天秤ひごの土を現地に戻し、またたき操場の様子を再現した。また史跡隣接地に設置したガイダンス施設では、製鉄炉の地下構造（床釣り）の立体剖り取りを中心に展示するなど、たたら製鉄遺構の迫力を間近で体験できる施設として整備した。



史跡 岡山城跡

岡山県岡山市

16世紀末に宇喜多秀家が築城した梯郭式の平山城。平成4年度(1992)の発掘調査を嚆矢に、宇喜多・小早川・池田の各城主が築いた石垣の修理を順次実施。本丸中の段においては、表書院の間取り表示と埋没する石垣の露出展示を行う。現在、下の段の整備を継続中。令和元・2年度に下の段付腰掛跡を整備、見学者の休養や学習の便に供している。



史跡 小早川氏城跡 三原城跡

広島県三原市

平成19年度、天主台濠周囲について史跡追加指定を行い、土地の公有化を開始した。平成23年度からは、発掘調査を実施し、西国街道の道路遺構や長屋門の石列などを検出した。調査の成果をもとに、三原城跡歴史公園として整備を行い、市民や観光客の憩いの場となっている。

令和4年度から令和8年度の5ヶ年で船入櫓跡の石垣カルテを作成中。



史跡 萩往還(三田尻御茶屋旧構内)

山口県防府市

平成8年から令和3年まで25年の歳月を費やして、歴史的建造物と庭園の修復を主体とした史跡中核部の整備が完了した。「御茶屋」は藩公館・藩主の休泊施設としての歴史的役割を担った場所、格式高いデザインが随所に施されていた。それら十分に活用して不足を補い、「萩藩主ゆかりの数寄屋御殿」の再現を整備のスローガンに掲げてきた。数寄屋書院に座して水音を聞きながら庭園を眺める藩主体験ができる空間が甦り、安らぎと感動を味わえることで来訪者に人気である。



史跡 津山城跡

岡山県津山市

津山城跡では平成9年に保存整備計画を策定して以後、石垣等の修理と併せて主に搦手通路周辺の整備を進めている。近年では令和元年から4年にかけて二の丸東側石垣の修理工事を実施した。



史跡 三ツ城古墳

広島県東広島市

三ツ城古墳は、5世紀前半に築造された広島県最大の前方後円墳。昭和57年の史跡指定後、公有化・整備のための発掘調査を経て、平成2年度から4か年をかけて保存整備を実施した。整備は盛土による持上げ平成で、遺構と同じ花崗岩で葺石を復元し、3段築成の各段築面ににはFRPと陶器製のレブリカ塼輪で塼輪列を復元した（設置枚数1,747枚）。墳頂部には強化ガラス製の覆屋を設置し、実物の埋葬施設が見学できる。地域を代表する古墳の整備によって、学校等の社会見学だけでなく、市内外の見学者も増加した。

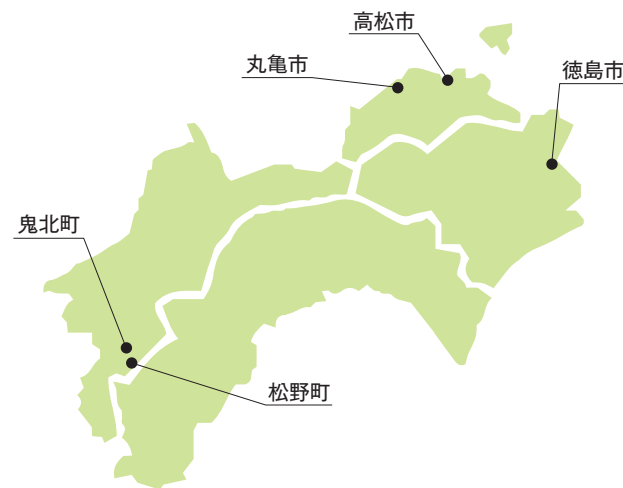


史跡 周防灘干拓遺跡 名田島新開作南蛮樋

山口県山口市

近世の山口湾沿岸では、農地拡大のための干拓（開作）が広く行われた。本史跡は安永3年（1774）に完成した新開作（安永開作）に伴い造られたもので、潮廻しとなる遊水池、防潮堀、樋門で構成されている。主な排水樋門は2基あり、精緻な切石積による石組樋門で、いずれも建造当初から複数回の修復を経ているものと推測されるが、文献史料が残っておりず詳細は不明である。保存整備事業では、遊水池の液渡及び防潮堀や樋門石組の修理を行うこととしており、平成27年度に着手し、現在も継続中である。

四国地区



史跡 高松城跡

香川県高松市

天正16年(1588)に築城された瀬戸内海に面する海城である。昭和19年に国宝指定が内定した桜御門は、翌20年の高松空襲で焼失。平成23年から令和4年まで足掛け12年をかけて復元整備を実施した。空襲で被熱し脆くなっていた石垣の解体修理では、石材の補強や接着により再利用率を向上させ、空襲の痕跡も残す取組なども行った。2階内部において復元整備に関する展示を行うとともに、江戸時代の文献に記されている桜の紋章など3種の幔幕をかけ替えるなどの活用も行っている。



史跡 河後森城跡

愛媛県松野町

河後森城跡は四万十川支流の広見川、その支流堀切川・鯉川の3つの川に囲まれた独立丘陵上にあって、最高所の本郭を中心として馬蹄形に曲輪が展開する中世山城である。築城年代は不明ながら、天文後期から天正期(1542～92)にかけて主に機能した山城で、永禄期の城主として河原洲教忠の名が残されているが、この城主は一条氏一門から養子として入っている。これまでの発掘調査で各種遺構を確認しており、平成11年度から令和5年度にかけて復元や表示等の整備を行ってきた。現在、第2期整備に向け計画作成中である。



史跡 徳島藩主蜂須賀家墓所

徳島県徳島市

仏式(仏葬)墓の興源寺墓所と儒式(儒葬)墓の万年山墓所のふたつで構成された大名家墓所。異なる墓制を併用するという特異な形態(両墓制)を示し、平成14年に国史跡に指定。平成19年から万年山墓所の本格的な整備(玉垣の復旧や門の復元、樹木伐採など)とそれに伴う発掘調査を年次的に進め、令和元年に保存整備事業が完了した。



史跡 丸亀城跡

香川県丸亀市

平成30年7月豪雨及び台風24号の影響により崩落した、城内南西部に所在する帯曲輪石垣と三の丸坤櫓跡石垣の災害復旧事業を実施中。また、崩落の原因となった雨水から石垣を保全する目的で、崩落個所以外でも排水路整備や表面舗装等の雨水排水整備事業を実施している。



史跡 等妙寺旧境内

愛媛県鬼北町

鎌倉時代末に創建された山寺跡で、中世天台仏教改革の南方拠点寺院であった。現地は平成を通じた発掘調査を経ながら史跡公園として整備され、旧境内で最も重要な儀式を執行した場、如意頭院跡の本坊客殿について床面まで表現する半立体復元を行った。令和6年9月には史跡ガイダンス施設「奈良山等妙寺歴史交流館」もオープンし、人里離れた谷奥に立地する史跡へ歴史探訪や森林浴、ウォーキングなど憩いの場として気軽に立ち寄ることができるようになった。



特別史跡 大宰府跡

福岡県太宰府市

大陸からの窓口であり、政治、行政、外交、防衛、文化、交易面で古代国家の要衝であった大宰府の中枢。天平の世、大伴旅人がこの地で催した「梅花の宴」の情景を描いた万葉集が令和元号の典拠となったことで、政庁跡には国内外から多くの人が訪れる。政庁跡から南へ約1km、古代都市・大宰府条坊内で外国使節を滞在させた客館跡が確認され、令和元年度に整備を行った。碁盤目の条坊道路や建物位置を平面復元。日本遺産「西の都」アプリ(無料)や現地の陶板で、当時の建物の様子を見ることができる。



史跡 大隈重信旧宅

佐賀県佐賀市

佐賀城下の一般的な武家屋敷で、佐賀に現存する数少ない建築物であることから、昭和40年6月に国の史跡に指定されている。大部分は大隈重信誕生当時のままで現存しているが、築後200年以上が経過しており老朽化が著しかったため、平成26年から28年度にかけて屋根の葺き替え、木部や壁の補修、外構整備、耐震補強などの大規模な保存修理工事を実施し一般公開している。



史跡 おつぼ山神籠石

佐賀県武雄市

おつぼ山神籠石は、昭和37年に全国で8番目の神籠石として発見された。翌38年に発掘調査が行われ、朝鮮式の山城であることが確認された。おつぼ山神籠石の整備は平成30年度から着手し、水門や土塁などの遺構部分への保護措置、見学道の整備や案内板の設置をそれぞれ進めてきた。今後はガイダンス施設の整備を予定している。整備を進めてきたことにより、市内外や県外からの見学や問合せが増えており、整備の効果が徐々に出てきている。

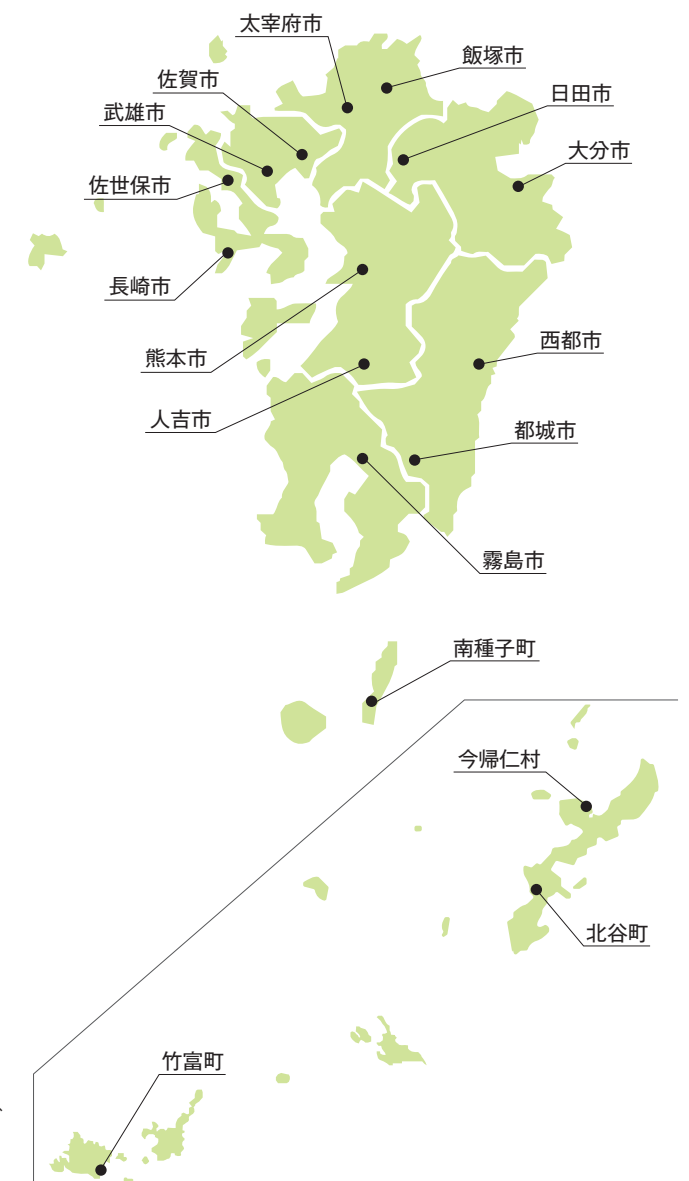


史跡 鹿毛馬神籠石

福岡県飯塚市

遠賀川支流鹿毛馬川東岸の標高約76mの丘陵に2kmほど列石が並び、一つの谷を城内に取り込む包谷式山城である。短期整備事業の実施設計策定後令和2～4年度に歴史活き活き!史跡等総合活用事業として水門展示施設、散策路階段舗装等整備、案内板設置などの整備工事を行った。整備後は地元小学生の案内や青空ウォーキング、自然観察会など多様な活用を実施している。中・長期整備計画は時期未定であるが、令和6年度から森林環境譲与税を活用した事業として、竹林の伐採や倒木処理、未整備地区の仮設階段設置を予定している。

九州・沖縄地区



**史跡 出島和蘭商館跡****長崎県長崎市**

海中を埋立て、人工的に築造された扇形の島。江戸幕府の命により、キリスト教の布教を禁止し、貿易を継続することを目的として、寛永11年（1634）に着工、寛永13年（1636）に竣工した。最初はポルトガル人、のちにオランダ人が入居、オランダ商館として日本の近代化に大きな役割を果たした。平成8年から本格的な整備事業に着手し、これまでに計16棟の江戸時代後期の建物を復元、出島の護岸石垣の一部も整備され、島の姿を取り戻しつつある。現在は、出島中央部の建造物復元整備事業に取り組んでいる。

**史跡 大村横穴群****熊本県人吉市**

古墳時代の6世紀後半を中心に造営されたと考えられる横穴群。阿蘇火砕流堆積層（Aso-4）の断崖に東西26基の横穴を確認し、そのうち8基は動物、武器、円文、三角文等の装飾を有する。崩壊しやすい横穴の保護のため、平成6年～16年度に東群一帯の整備事業を実施。対策として、装飾部の強化処理のほか、アンカー、亀裂充填、落石防護網工等の各種工事を行い、見学のための展望設備を設置した。平成24年度からは西群一帯の整備事業に着手している。既整備箇所については熊本地震を経てもなお安定した状況である。

**史跡 ガランドヤ古墳****大分県日田市**

6世紀後半の横穴式石室に装飾壁画を持つ平成5年に史跡指定された2基の古墳群。平成23年までに発掘調査と用地公有化を行い、平成24年の追加指定後の令和3年までに歴史公園整備を実施した。1号墳はコンクリートドームの保存施設で壁画保存と見学を両立し、解説パネルや石室3D、解説動画を備えたガイダンス棟などを整備した。また、2号墳については、今後の保存整備方針を検討する為の施設を整備し、環境調査を実施している。

**史跡 福井洞窟****長崎県佐世保市**

旧石器時代から縄文時代早期を中心とする洞窟遺跡。昭和53年に史跡指定され、平成17年度の市町合併に伴う新市まちづくり計画において整備が進められている。洞窟の岩体が前面にできるよう植栽や園路等の再整備を行ったほか、再発掘調査により出土した資料やほぎ取った地層で復元した洞窟のジオラマを見学できる「福井洞窟ミュージアム」を令和3年に整備している。

**特別史跡 熊本城跡****熊本県熊本市**

熊本城は熊本市のほぼ中央に位置する平山城である。加藤清正により慶長5年（1600）の関ヶ原の戦い前には現在的位置に築城され始め、本丸は慶長12年（1607）には完成したとされる。明治10年、西南戦争開戦直前の火災により大小天守・本丸御殿などが失われ、天守は昭和35年に再建した。現在、宇土櫓をはじめ13棟の建造物が国重要文化財に、57.8haが特別史跡に指定されている。平成28年熊本地震により石垣・建造物ともに甚大な被害を受け、35年間で計画した復旧事業が進められている。

**史跡 大友氏遺跡****大分県大分市**

大友氏遺跡は大分川下流域左岸に位置し、鎌倉から戦国末期まで豊後国守護を務めた大友氏の拠点となった場所で、平成13年に大友氏館跡が国史跡に指定された。発掘調査では16世紀の中心建物、池庭、築地、門等の遺構が検出されている。整備は大友氏館跡が約4万㎡と広大であるため、ゾーン毎に進めていく計画で、まず池庭遺構の整備事業を平成27年度から令和元年度まで行った。今後は令和12年度を目標に、中心建物等の立体復元をめざし取り組んでいる。

**史跡 都於郡城跡****宮崎県西都市**

都於郡城跡は、中世南九州に多くみられる群郭式山城である。海成段丘に火山灰が堆積した地質を利用して、深い空堀を掘削、土塁を構築し、急峻な切岸を形成する。中世に伊東氏が本拠地として宮崎平野部に勢力を拡大した。台風などの豪雨で法面表層が崩落する被害が相次いだことから、平成13年度より法面保護工事に着手し、現在も継続している。

**史跡 大隅国分寺跡 附宮田ヶ岡瓦窯跡****鹿児島県霧島市**

大隅国の国分寺として奈良時代末期から平安時代初期にかけて建立されたと考えられるが詳細な時期は不明。近世の城下町が形成される段階で大きく寺域が削られ、遺構はあまり確認できていない。現在、史跡公園として整備されており、史跡内には康治元年（1142）11月6日の銘がある石造六重塔等が残る。石塔の劣化があったことから、令和2年度に石塔の解体修理及び薬剤含浸による石材強化を行った。その際に石塔の下を発掘調査したところ、木造塔の心礎が発見された。

**史跡 先島諸島火番盛****沖縄県竹富町**

「先島諸島火番盛」は西から与那国町、竹富町、石垣市、多良間村、宮古島市の各離島にある近世の遠見台を総括した史跡であり、竹富町には7つの離島に7つの火番盛がある。その一つである竹富島の小城盛にて、壁面の一部に孕みが確認されことから、崩壊の危険を避けるため解体、復元する事業を令和4年から令和5年にかけて行った。結果として孕みの解消に加え、石積の構造や技法などについて有益な知見を得ることができた。今後は町内の火番盛について現況調査を進め必要な措置を講じていく予定である。

**史跡 伊礼原遺跡****沖縄県北谷町**

伊礼原遺跡は、標高2～4mの沖積地に立地する縄文時代前期から晩期に及ぶ集落跡である。前期の遺構は低湿地に、中期から晩期の遺構は砂丘にて確認され、当時の自然環境や生業、島外との交流を示す遺物が多数出土した。平成22年2月22日に史跡指定を受け（指定面積16,956.95㎡）、令和6年11月に隣接地で開館した北谷町立博物館と一体的な整備を進めている。

**史跡 今帰仁城跡 附シイナ城跡****沖縄県今帰仁村**

昭和55年から保存修理事業が開始され、以降発掘調査の成果をもとに、継続的に遺構復元整備や石垣の整備を実施してきた。今帰仁城跡は昭和47年に国指定史跡、平成12年に世界文化遺産に登録され、平成22年にはシイナ城跡が附指定された。古期石灰岩を用いた雄大な石垣が良く残っており、石垣修復では過去に積み重ねてきた積み方をできるだけ踏襲し、世界遺産としての価値を損なわぬよう、慎重に整備を進めている。

**史跡 大島畠田遺跡 附郡元西原遺跡****宮崎県都城市**

大島畠田遺跡は平安時代の地方有力者居宅跡である。大型掘立柱建物跡や池状遺構、四脚門などからなり、九州南部における律令社会の崩壊と地方有力者の成長を示す遺跡として平成14年に指定された。令和6年には平安時代後期の荘園開発の中核施設とみられる郡元西原遺跡が附として追加指定され、古代から中世への社会変化を具体的に示す遺跡群となった。大島畠田遺跡歴史公園は平成25～28年度にかけて整備された。居宅の広さと構造を体感できる屋敷ゾーンでは、建物跡や門跡などの柱をRC擬木で表示している。

**史跡 広田遺跡（広田遺跡ミュージアム）****鹿児島県南種子町**

弥生時代終末から古墳時代に作られた集団墓地遺跡。南海産大型巻貝を素材とした美しい貝製装飾品などの副葬品が多数出土し、国の重要文化財に指定されている。平成24～26年度に地域参加型の活動を取り入れた史跡整備を実施した国史跡公園及び広田遺跡ミュージアム（ガイダンス施設）は、町の文化活動の拠点として活用されている。

第3章 特別寄稿

文化庁の京都移転と文化財行政の展望

文化庁の京都移転を含めた近年の文化財行政の推移を概観して史跡等をはじめとする文化財が置かれた社会的状況を回顧し、今後の史跡等整備の将来像を考えてみたい。

文化庁文化財鑑査官
山下 信一郎

1 はじめに

今日ほど、文化財が社会の様々な人々から注視されている時代はなかったのではないか。この思いは、全史協をはじめとする文化財に携わる多くの方々の同じくするところではなかろうか。文化財（文化資源）の保存・活用については、地方創生、観光立国、国土強靱化など、政府全体の重要政策課題へ対応するための重点施策として、令和6年度の骨太の方針（『経済財政運営と改革の基本方針2024』、令和6年6月21日閣議決定）をはじめ政府の各種方針にも位置づけられている。近年、文化財保護を取り巻く状況は大きく変容を遂げつつあるが、文化庁の京都移転もその大きな流れのなかで理解されるべきであろう。ここでは、文化庁の京都移転を含めた近年の文化財行政の推移を概観して史跡等をはじめとする文化財が置かれた社会的状況を回顧し、今後の史跡等整備の将来像を考えてみたい。

2 文化庁の機能強化と京都移転の経過

(1) 移転の趣旨

文化庁が京都に移転した理由は、中央省庁の地方移転による東京一極集中の打破と地方創生の促進が挙げられるが、単なる移転ではなく、文化行政を取り巻く諸課題に対応すべく機能強化を図った上での移転が意図されたのである。すなわち、時代の変化に応じた取組を進めていくためには、文化行政を大胆に転換し、観光、まちづくり、福祉、教育、産業などの様々な関連分野との連携を強化し、総合的に施策を推進することが不可欠になってきたこと、また、文化芸術資源を核とする地方創生の推進、生活文化や近現代文化遺産等の複合領域などの新分野に対応できる体制も求められること、さらに、戦略的な国際文化交流・海外発



文化庁京都庁舎(旧京都府警察本部本館)正面玄関

信や文化政策の調査研究の強化も必要であるとされた。文化による地方創生や文化財の活用等、新たな政策ニーズへの対応などを進めるための機能強化や抜本的な組織改編が行われ、明治維新後、東京から地方への中央省庁移転の初の事例となる文化庁京都移転が行われたのである。

(2) 移転の経過

平成26年(2014)、政府は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少克服・地方創生への取組を進めるなか、平成27年(2015)、政府関係機関の地方移転の提案募集を行ったところ、京都府より文化庁移転の提案があった。この提案を受けた政府は、平成28年(2016)3月の「政府関係機関移転基本方針」において、文化庁の機能強化を図りつつ、全面的に移転することを決定した。

同29年(2017)4月には、文化庁地域文化創生本部を京都に設置し(先行移転)、同年7月、文化庁・本庁を京都に置くこと、職員数は全体の7割を前提に、京都府、京都市をはじめとする地元の協力も得ながら、250人程度以上と見込むものとする、京都府警察

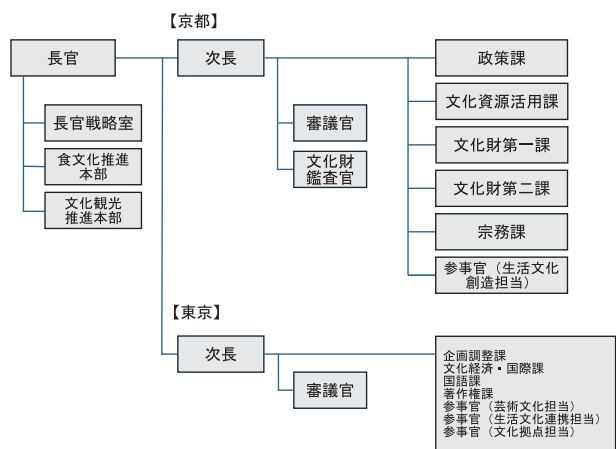
本部本館(当時)を文化庁の移転先とすることを決定した。

同30年(2018)6月には、文部科学省設置法を一部改正し、文化に関する施策の総合的な推進、芸術に関する教育及び博物館に関する事務を文部科学省本省から文化庁へ移管し、同年10月、従来の部制(文化部・文化財部)を廃止し、文化財等の分野別の縦割り型組織から文化経済や文化創造等の機能重視の組織へと抜本的組織再編を行って新・文化庁が発足した。令和4年12月には文化庁新庁舎整備工事が竣工し、翌令和5年3月27日、京都庁舎にて序幕式が挙行され、京都で新・文化庁の業務が開始され、同年5月には職員の大半が移転し、京都における業務が本格稼働した。なお、移転にあわせ、長官戦略室、食文化推進本部、文化観光推進本部が設置されている。

(3) 文化庁京都移転の背景となる国家戦略

文化庁京都移転の背景となる文化財をめぐる国家戦略の展開をみておく。平成25年(2013)に東京五輪2020開催が決定されると、五輪に向けた諸施策が策定・展開されていった。そのなかでは、インバンドを意識した文化財(文化遺産)の魅力向上、地域創生の核としての位置付けが方向付けられるようになった。平成28年(2016)3月、明日の日本を支える観光ビジョン構想会議により「明日の日本を支える観光ビジョンー世界が訪れたくなる日本へー」が策定され、「観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に」の視点のなかで、文化財を「保存優先」から観光客目線での「理解促進」そして「活用」へという方針が示された。

翌29年(2017)6月の「骨太の方針2017」では、「『文化経済戦略(仮称)』を策定し稼ぐ文化への展開を推



改組後の文化庁組織(令和5年4月以降)

進するとともに、政策の総合的推進など新たな政策ニーズ対応のための文化庁の機能強化等を図る。2020年までを文化政策推進重点期間として位置付け、文化による国家ブランド戦略の構築と文化産業の経済規模(文化GDP)の拡大に向け取組を推進する。(略)国立文化施設の機能強化、文化財公開・活用に係るセンター機能の整備等による文化財の保存・活用・継承、デジタルアーカイブの構築を図る」こと等が方針化され、同年12月、内閣官房・文化庁によって「文化経済戦略」が策定されていった。

また、これらの動きと並行して、平成29年6月に文化芸術振興基本法を改正して制定された文化芸術基本法は、文化芸術立国の実現のため、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を本法の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出された様々な価値をその継承等に活用しようと意図された。その第12条では生活文化の振興が謳われた。このように、東京2020に向けた動きとして、文化、文化芸術、文化財の活用による観光振興、地方創生への寄与を志向する政府方針が相次いで出されたことに留意しておくべきであろう。

3 文化財保護法の改正と文化財の保存継承に向けた取り組み施策の展開

(1) 文化財保護法の一部改正

前章でみた平成20年代後半以降の動向ともかわって、文化財保護法改正を含めた文化財の保存継承に向けた取り組み施策が展開されていった。平成30年(2018)の改正は、文化審議会文化財分科会企画調査会報告「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について(第一次答申)」(平成29年(2017)12月)に基づき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正とともに実施されたものである。文化財を廻る現状認識として、近年、過疎化・少子高齢化等の社会状況の変化を背景に各地の貴重な文化財の減失・散逸、担い手不足への対応が緊急の課題となる中、これまで価値付けが明確でなかった未指定を含めた有形・無形の文化財について、まちづくりに活かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、次世代に確実に引き継いでいくことができるよう、地域社会総がかりで取り組んでいくことが必

要であるとされた。この認識のもと、①地域における文化財の総合的な保存・活用を図るため、都道府県は文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱（文化財保存活用大綱）を、市町村は総合的な計画（文化財保存活用地域計画）を作成できること。②個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直しとして、文化財の所有者等が保存活用のための計画を作成することができること。③地方文化財行政の推進力強化として、地方の文化財保護行政において、景観・まちづくりや観光等の他の行政分野と連携した総合的・一体的な取組を行うため必要な場合には、条例により文化財保護の所管を教育委員会から地方公共団体の長へ移管することができること（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）等の改正が行われた。

次に令和3年改正では、生活様式の変化や少子高齢化等の影響により、担い手が減少し、その存続が危ぶまれる無形の文化財が増えているとの指摘があること等を踏まえ、①無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度を新設し、これまで指定の対象とならなかった、書道や食文化等の生活文化も含めた多様な無形の文化財の積極的な保護を図ることとした。②地域の実態に合わせた多様な保存・活用の仕組みを整備するため、地方登録制度を法律に位置付けるとともに、地方登録された文化財の国の登録文化財への提案制度を創設した。

(2) 文化財の保存継承に向けた様々な取組

このような文化財保護法等改正のもと文化庁では、文化財の保存継承に向けて、文化財の匠プロジェクトと文化財防災を重点施策として取り組んでいる。前者は、文化財の持続可能な保存・継承体制の構築を図るための5か年計画（令和4年度～令和8年度）である。



能登半島地震の復旧事業（史跡金沢城跡）

①文化財の保存・継承のための用具・原材料の確保（生産支援分野の拡大等）、②文化財保存技術に係る人材養成と修理等の拠点整備（選定保存技術保持者・保存団体の拡大、後継者の研修に必要な経費の措置、「文化財修理センター（仮称）」の設置に向けた検討等）、③文化財を適正な修理周期で修理するための事業規模の確保の3点である。

後者の防火・防災対策の取組は、ノートルダム大聖堂や首里城跡での火災を踏まえ、令和元年に「文化財の防火対策に関するガイドライン」及び「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」を策定、令和2～6年度まで5か年に総合的・計画的な防火対策を重点的に進めることにしたものである。翌2年10月には、独立行政法人国立文化財機構に文化財防災センターが設置された。多様な文化財を対象に、これまでに築き上げてきた文化財等関連組織の幅広いネットワークを活かし、我が国の文化財防災の体制が構築され、令和6年能登半島地震では、文化財レスキュー・文化財ドクター派遣支援事業の事務局となり、活動を進めている。

近年の文化財の活用の潮流として、文化財を活用したユニークベニュー（特別な会場）を企画・催行することや、AR、VR等の先端技術の利用が注目されよう。平成30年7月には、独立行政法人国立文化財機構に文化財活用センターが設置された。増大するインバンド対策として、解説板等の多言語化が全国で進められているし、バリアフリー対策も求められている。さらに、文化財の運営の手法として、予算確保・資金調達の工夫が求められ、官民連携事業（PFI、コンセッション）の導入促進、指定寄付、CF（クラウドファンディング）などの積極的導入が推奨されている。

今日、文化財を取り組む環境は変革期に入っている。過疎化や少子高齢化等により文化財の担い手不足、文化財消滅の危機が懸念され、地域社会総がかりで文化財の保存継承に立ち向かうことが必要になってきた。また、文化財の保護手法・把握についても、点から面へ、点から群へ、指定だけでなく未指定も含めた文化財の総合的把握も同様である。大綱・地域計画等の文化財に関する行政計画に基づく政策の導入も推進されている。さらに、文化財をまちづくりや地域振興に役立てること、文化観光、保存と活用の好循環の観点も導入されてきたし、文化財保護における持続可能な在り方（SDGs）の模索も大事である。このような諸情勢を踏まえつつ、新たな文化財保護行政を進めていくことが大事である。

4 史跡等のもつ力を発揮した地域社会の創生

(1) 「文化力」の発揮

わが国では、それぞれの地域において、豊かな歴史の中で様々な文化財が育まれてきた。文化財は地域や国の歴史や文化を理解する上で欠かせない存在である。文化財は、現在の人々が暮らしていく中で、来し方行く末を考える際の手がかりとなり、地域の人々の心の糧・拠り所・誇りとなるものである。さらに、文化財は地域のシンボルとして人々が集い、地域内外の観光資源ともなり得る無二の存在であり、地域社会にとってなくてはならない精神的・経済的なインフラ、社会の公器であるといえよう。前述のように近年では、文化財を核にした取組を進め、それにより生まれる社会的・経済的な価値を地域の維持発展に役立て、文化財の保存や新たな文化創生へと還元していく考え方を実践することが重要視されてきている。このような文化財の持つ力＝「文化力」によって地域社会を元気づけ、地域のまちづくりを進めていくことが肝要である。

(2) 地域社会に身近な文化財＝記念物を整備して地域社会の持続的発展を進めていく

類型毎に個性や特徴をする文化財類型にあって、史跡等（記念物、文化的景観、埋蔵文化財）は独特の地位を占めている。昭和35年に文化財保護委員会（現・文化庁）が発刊した『文化財保護の歩み』では、記念物保護の目的として、「国土の自然の特性をつかみ、その自然を背景とし、その風土のうちに営んだ民族の歴史的発展の遺跡をたどること、すなわち、我が国土の自然と人文との総合的把握こそ、史跡名勝天然記念物保存の最終目的である」（83頁）と謳っている。この指摘を踏まえて言えば、自然と人文の総合的把握が可能な記念物は、不動産系文化財であるがゆえに絶えず国土開発との調整をはじめ大きな困難を内包している点も含め、地域社会とその住民にとって、一番身近な文化財と言えるのである。これが他の文化財類型にない史跡等の強みである。

したがって、史跡等整備は、地域社会と住民にとり一番身近な基盤的文化財の整備であり、開発との調整も行いつつ、史跡等の文化財をしっかりと保存し、維持管理したうえで、整備、活用をすること、すなわち史跡等整備を通じて、文化財全体の保存・活用へ、ひいては地域社会の持続的な発展へと繋がっていく大きな可能性を秘めているのである。「文化財の保存と活用」が地域社会の向上発展をもたらし、それが文化財



地域の新たなシンボルとなることが期待される整備事業（特別史跡多賀城跡の南門復元）

への投資を生み、さらに保存と活用の進展が期待されよう。

5 おわりに ー全史協への期待ー

かかる好循環のためには、文化財保護の担い手である、文化財の所有者、管理団体、行政、市民、関係機関、団体等の相互の連携・支援の体制をしっかりと確立していくことが大事である。そのなかで、全史協は、その担い手の強力な一翼をなす一大組織として、過去60年にわたり、加盟市町村の協調のもと史跡等の整備に関する調査研究及びその具体的方策の推進を図り、文化財の保存と活用に資するため尽力されてきた。その活動に深く敬意を表するとともに、未来に向けてさらなる機能強化をはかり、大きな役割を果たして行かれることを切に願ってやまない。

本稿最後に、百年前、史蹟名勝天然記念物保存協会会長・徳川頼倫の講演の一節を紹介しておきたい。彼は、「史蹟と名勝と並に天然記念物と申しますのは、我邦に於きます郷土の美、或は国土の美でございます。之を一たび何かの場合で破壊を致して参りましたならば、再び之を取返すことは出来ぬのでございます。（中略）洵に我国土の価値は全く無いと申しましても宜からうかと存じます」（『史蹟名勝天然記念物』2-5、大正7年〈1918〉）として記念物保存の重要性を切々と訴えた。我々は、百年前の先人の思いを忘れることなく、未来の世代が、史跡等の魅力や価値を享受できるように、その適切な保存・活用に邁進していく責務があることを深く認識しつつ、擲筆する。

特別史跡熊本城跡の震災復旧

熊本市 熊本城調査研究センター
所長 網田 龍生

1 平成28年(2016)熊本地震

日本三名城に数えられる熊本城は、約98haの広大な城域(惣構約138ha)に、973面の石垣や13棟の重要文化財建造物が残る、日本を代表する城跡である。現在約57.8haが特別史跡に指定され、熊本市が管理団体となっている。

2016年4月14日、熊本地震(前震、M6.5)が発生した。28時間後にさらに大きな揺れ(本震、M7.3)が襲い、熊本城は甚大な被害を受けた。現存する石垣は約79,000㎡に及ぶが、そのうち約1割の築石が崩落し、積み直しを要するのは約3割の面積に及んだ。また重要文化財・復元建造物等全ての建造物も被害を受けた。地盤の陥没・地割れは70箇所に及び、公園としての便益施設・管理施設も大きな被害があった。2回とも夜間の地震であったため城内への入園者はおらず、幸いにも人的被害はなかった。



崩壊した石垣(宇土櫓南、頬当御門周辺)

2 熊本城復旧基本計画

被災後は、まず被害調査と安全確保等を行うとともに国(文化庁、国土交通省)・県と調整を進め、組織強化と予算確保に努めた。そうした中、7月に市長記者会

見にて5項目の「熊本城復旧の基本的な考え方」を公表した。その後、懇談会を組織して「熊本城復旧基本方針」を策定し、年度内は応急工事と本格復旧への準備工事を進めた。

翌2017年度からは、さらに熊本城復旧への組織強化を行い、特別史跡熊本城跡保存活用委員会には計画策定部会の他に文化財修復検討部会・天守復興部会を再編して石垣や構造解析など技術的な専門家を揃え、熊本城復旧の本格的なスタートを切った。一方で「熊本城復旧基本計画策定委員会」を設けて具体的な検討を進め、熊本城全体の復旧の手順や工法及び復旧過程の公開等具体的に取り組む施策を体系的に定めた「熊本城復旧基本計画」を、2018年3月28日付で策定した。施策の7項目は以下のとおり。

(1)被災した石垣・建造物等の保全

崩落・倒壊した石垣・建造物等の部材を速やかに回収し、適切に保全していく。また崩落・倒壊等の危険性の高い石垣・建造物等への緊急防止措置を講じるとともに、最新技術も活用して被害実態の詳細を把握し復旧手法等へ反映させていく。

(2)復興のシンボル天守閣の早期復旧

天守閣は多くの市民・県民から「復興のシンボル」と期待され、2019年秋の大天守外観復旧、2021年春の天守閣全体の復旧完了を目指すとともに、耐震化・制振化等による天守閣の安全性の向上、天守閣のバリアフリー化及び展示・内装の刷新にも取り組む。

(3)石垣・建造物等の文化財的価値保全と計画的復旧

文化財的価値の保全と円滑な復旧工事を両立させるため、学識者らや関係機関との協議に基づいて石垣・建造物等の計画的復旧を進め、工区や復旧過程の公開等を踏まえた石垣・建造物等の段階的復旧に取り組んでいく。また、伝統技法による丁寧な復旧を原則としつつも、文化財的価値を損ねない範囲で現代工法も

用いた効率的な復旧を進めていく。

(4)復旧過程の段階的公開と活用

天守閣エリアの早期公開と本丸エリアの公開活用を目指して見学通路の整備に取り組み、復旧過程の文化・観光資源としての活用を図る。また都市公園施設としての機能の回復・向上にも取り組んでいく。

(5)最新技術も活用した安全対策の検討

石垣の構造計算・解析等を行って文化財的価値の保存を踏まえた石垣・建造物の耐震化等に取り組み、最新技術・現代工法の検討も行っていく。今後は、将来の災害に備えた熊本城全体の安全・防災対策等の検討も行う。

(6)100年先を見据えた復元への礎づくり

調査研究の更なる推進を図り、石工や大工等の技術者や行政担当職員等の熊本城復旧に必要な知識・技術を持つ人材の継続的な確保と育成に取り組んでいく。また、次世代への震災の記憶継承と幕末期等往時の姿への復元等、100年先を見据えた検討も行っていく。

(7)基本計画の策定・推進

国県等関係機関や関係団体と連携して計画の着実な推進を図り、そのための多様な復旧財源の確保に取り組んでいく。また、城主制度等による参画や、瓦や石材の活用等による新たな市民参画の手法も進めていく。

これらの計画の実現に向けた課題として、石工職人等専門技能者の確保・育成、管理運営体制の構築を含めた公開時における安全対策の徹底、復旧工事での保管ヤードや安全な工事動線の確保、交通問題等があるが、復旧工事を進めながら課題解決にも取り組み、計画の定期的な見直しや必要に応じた柔軟な見直しを図っている。

2023年3月に一度目の改定を行った。策定当初は20年間の計画であったが、15年延長し2052年度までと設定し直した。特別見学通路の設置、天守閣の復旧、重要文化財である長堀と監物櫓の復旧が完了し、今後、事業15年目の2032年度には宇土櫓・本丸御殿の復旧が完了し、25年目には全ての重要文化財建造物や主要区域の復旧完了を経て、その後10年をかけて見学通路の撤去と周辺区域の石垣復旧、新たな整備計画の検討を予定している。

3 天守閣の復旧

熊本城の天守は西南戦争直前に焼失し、1960年に



天守閣の復旧工事(鯨瓦設置の特別公開)

鉄筋鉄骨コンクリート造で再建された。地震によって建物・石垣ともに部分的に損傷し、天守閣の復興を最優先することとしたが、大型車輛を通すための準備に1年近くを要した。まず南大手門横と頬当御門周辺の崩落石材を回収し、二次崩壊を防ぐ工事を行った後に仮設スロープを2か所に設置し、2017年春から本格工事を開始した。天守建物は石垣に載っていないために建物と石垣の工事を並行して行うことができ、早期着手を可能にした。建物は軽量化と耐震補強、地階の石垣には見学者の安全のために外側に柱とネットを設置し、入口となる小天守東面石垣には補強シートを内部に設置する等して安全対策を講じた。またバリアフリーとして、小型エレベーターやスロープを設置し、音声ガイドや触手模型等を取り入れた。展示物も刷新し、2021年の春に工事が完了して一般公開されている。

工事途中の2019年秋からは、特別公開第1弾として、工事が休みの日に限って工事用スロープを通して大天守外観復旧の姿を見学できるようにした。その後鯨瓦の設置など機会を捉えて公開を続け、多くの方々に熊本城の復旧が進んでいることを実感していただけた。天守閣の早期復旧に取り組んだことが、全体の復旧を丁寧に進めることへの賛同につながった。

4 飯田丸五階櫓

飯田丸五階櫓は2005年に木造復元した建物で、地震で土台の石垣が崩落して隅石で建物を支える形となり、マスコミから「奇跡の一本石垣」と呼ばれて注目された。緊急性が高いと判断し、建物・石垣の倒壊防止工事を行った後、建物を解体し、2023年度に石垣の積み直しまで完了した。今後、建物の組立てを進めていく。

完了後は櫓内公開を想定し、南面・東面石垣には耐震補強を施した。



被災した飯田丸五階櫓（奇跡の一本石垣）

5 重要文化財建造物

重要文化財建造物の部材回収・保護も被災直後から優先的に行った。石垣の被災が軽微であったものから復旧工事が進み、長堀・監物櫓の順に復旧が完了している。2023年度から宇土櫓五階櫓の解体を進めており、今後石垣の解体・積み直しを経て、2032年度の復旧完了を目指す。2024年度は平櫓石垣の積み直し、北東櫓群の石垣解体、南東櫓群の建物解体も進めている。石垣・建物ともに耐震診断を基に、補強の検討が不可欠である。



宇土櫓五階櫓復旧工事の素屋根

6 公開活用

長期にわたる復旧過程での公開活用は、復旧事業の主要方針の一つである。工事や調査の過程では、通常では見ることができない光景が随所に現れる。それを公開活用することで熊本城の本質的な価値や魅力



宇土櫓素屋根内の一般公開



特別見学通路を活用した公開

を深く理解していただくとともに、復興への実感・共感を得ることも期待している。復旧が長期となることを考えると、生涯学習や次世代を照準とした学校教育とも積極的に連携すべきであり、さらに体験型の活用を行うことで復旧への市民参画にもつなげていく。市民参画は震災記憶の継承にもなり、文化財価値を恒久的に継承していくためにも不可欠なことと考えている。

35年計画のうち25年間は、本丸のほとんどの区域が工事エリアのままとする。工事と並行して、安全かつ快適に見学することができるよう仮設の見学通路を計画した。特別史跡であるので掘削を全く行わず、基礎位置やルートも工夫し、復旧完了後は容易に撤去できるように配慮した。工事車両を下に通すために地上5～7mの通路とし、バリアフリーや夜間活用のための照明、景観への配慮も十分に施してある。

見学通路の完成によって工事实施日にも天守閣まで歩くことができるようになり、途中の被害箇所や復旧工事を間近に見るとともに、石垣や建造物をこれまでと違う位置から見ることができている。見学通路によ

る公開活用は好評で、今では地震前に迫る入園者数となっている。現在は宇土櫓解体工事の定期公開や季節ごとのイベント活用も進め、さらに熊本城の魅力が向上したと思っている。

7 耐震補強

今回被災した石垣の多くは、過去にも崩壊や積み直しの履歴があることがわかってきた。文化財保護の観点から伝統工法による復旧を原則とするが、崩壊を繰り返さないためには現代工法による耐震補強が必要な場合もある。建造物が載る石垣や入園者が近づく可能性がある石垣はなおさらである。地震前は石垣上や堀以外のほとんどが立入りできたが、次に起きる地震は開園時間内やイベント中かもしれないという前提で、入園者の近くでは安全確保が必須と考えている。ただし、補強の手法や範囲は状況に応じて細かく検討し、必要最低限の施工とする。可逆性の担保も必要となる。効果的な耐震補強が困難な場合は、立入規制などで対応せざるをえない。



石垣の耐震補強例（飯田丸五階櫓石垣）

8 復興城主

熊本市は平成9年度に熊本城の復元整備計画を策定し、一口城主という寄附制度を始めた。一口1万円以上で城主になれるということで、多くの方々の賛同を得て事業費として役立てていたが、熊本地震により復元整備事業とともに一口城主も中断した。地震直後から支援金口座は設けていたが、市民だけでなく全国から城主制度の復活を求める声が大きくなり、「復興城主」の名前も提案いただいた。そこで地震から半年後、復興城主による寄附を始めた。受付窓口は連日長蛇の列

となり、事務処理がパンクするような盛況に驚くとともに感謝の気持ちでいっぱいとなった。ふるさと納税の返礼品にも加わり、現在も多くの寄附が続いている。

9 復興に向けて

熊本城では被災箇所を復旧するだけでなく、期間中に新たな価値が加わって復興が進んでいく。例えば、耐震補強やバリアフリー、展示の刷新、見学通路、解説板などのハード面。調査研究成果、市民らの理解・愛着の向上、人材育成などのソフト面がある。復旧工事にあたっては各種の調査が行われ、必要な研究を行って報告書を残していく。建物・石垣ともに解体や発掘は必要最小限に厳しく限定されるが、この復旧事業による調査成果は熊本城の保存のためにも重要なものとなる。すでに熊本城での石垣耐震基準や復旧手法の検討成果などが他の城郭で活用されているように、今後も様々な成果が全国で有効活用されていくと期待している。

現在、復旧事業と並行して城内樹木の整理も進めている。2023年に樹木等の保存管理計画を策定し、計画的に危険木や支障木の伐採に着手している。熊本城の景観が整えられるだけではなく、石垣などの保存、見学者の安全のためにも必要なことといえる。また復旧事業の終盤には、復旧完了後の整備、保存活用の再検討にも取り組まなければならない。

熊本城を永く継承していくために、今回の復旧事業は丁寧・適切に、そして全力で取り組んでいる。復旧期間中にしか見ることができない光景、来るたびに違う光景を見ることができるので、是非何度も熊本城を訪れていただきたい。

主な参考文献

- 『特別史跡熊本城跡保存活用計画』平成30年3月、熊本市
- 『特別史跡熊本城跡 平成28年熊本地震被害調査報告書』2018年、熊本城総合事務所
- 『熊本城復旧基本計画』平成30年3月、熊本市
- 『熊本城復旧基本計画』令和5年3月改定、熊本市
- 『熊本城みどり保存管理計画』令和5年2月、熊本城総合事務所
- 『復興熊本城vol.1～8』平成29年～令和6年、熊本市・熊本日日新聞社

全国史跡整備市町村協議会規約

(名 称)
第1条 本会は、全国史跡整備市町村協議会という。
(組 織)
第2条 本会は、主として史跡名勝、天然記念物及び重要文化的景観（以下「史跡等」という。）の所在する市（特別区を含む。以下同じ。）町村及び本会の目的に賛同する市町村をもって組織する。
(目 的)
第3条 本会は、加盟市町村が協調して史跡等の整備に関する調査研究及びその具体的方策の推進を図り、もって文化財の保存と活用に資することを目的とする。
(事務所)
第4条 本会の事務所は、会長所在の市町村に置く。
(役 員)
第5条 本会に次の役員を置く。
(1) 会 長 1名
(2) 副会長 10名
(3) 理 事 別表1の区分欄に応ずる各地区ごとに4名以内
(4) 監 事 2名
(5) 相談役
2 会長及び副会長は、理事及び監事のうちから総会において選任する。ただし、副会長のうち少なくとも1名は、町村の長を充てるものとする。
3 理事及び監事は、総会において選任する。
4 相談役は、会長を退任した市町村の長で引き続いて当該市町村の長の職にある者を充てる。
5 役員（相談役を除く。以下第7項までにおいて同じ。）の任期は2年とする。ただし、その任期満了後における後任者が就任するまでは、その任務を行なうこととし、また再任を妨げない。
6 前項の規定にかかわらず、特殊の事由のあるときは、総会の議により、任期の満了前に役員を改選することができる。
7 前項の規定により新たに選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、役員の全員が改選された場合にあっては、その任期は第5項の定めるところによる。

(顧問及び参与)
第6条 本会は必要に応じ顧問及び参与を置くことができる。
2 顧問、参与は、会議に出席して意見を述べることができる。
(役員の任務)
第7条 会長は、本会の事務を総理し、本会を代表する。
2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代理する。
3 理事は、役員会に出席し、この会の事業その他運営に関する事項を審議する。
4 監事は、会計を監査する。
5 相談役は、必要に応じ、本会の事業その他運営に関する事項に関し、諮問を受け、及び会議において適宜意見を述べる。
(会 議)
第8条 本会の会議は、総会及び役員会とし、会長が招集する。
2 会議の議長は会長が当たる。但し、総会の議長は、開催地の市町村長が当たる。
(地区協議会)
第9条 本会の地方における活動を強化するため、別表1に定めるところにより地区協議会を置くことができる。
2 前項の地区協議会に関し必要な事項は、会長が定める。
(経 費)
第10条 本会に必要な経費は、毎年度、会費として加盟市町村が分担するものとする。
2 前項の規定による会費の額は、別表2のとおりとする。
第11条 予算、決算及び事業計画は総会の議によって決定する。
(相互応援)
第12条 災害により被害を受けた加盟市町村（以下「被災市町村」という。）が、独自では文化財の保存等に十分な応急対策を実施できない場合には、当該対策等に被災市町村以外の加盟市町村が応援する。

(規約の改正)
第13条 この規約の改正は、総会の議によって決定する。
(その他)
第14条 この規約の定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。
附 則
この規約は昭和41年6月3日から施行する。
附 則
この規約は昭和45年10月22日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。
附 則
この規約は昭和47年10月19日から施行する。
附 則
この規約は昭和51年10月7日から施行する。
附 則
この規約は昭和53年10月20日から施行する。ただし、第10条及び第12条の改正規定は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則
この規約は昭和60年10月17日から施行する。
附 則
この規約は平成2年11月7日から施行する。
附 則
この規約は平成19年10月17日から施行する。
附 則
この規約は平成22年10月19日から施行する。
附 則
この規約は平成24年10月17日から施行する。
附 則
この規約は平成28年10月5日から施行する。
附 則
この規約は平成29年10月4日から施行する。

別表1

地区協議会名称	区 分	県数
北海道地区協議会	北海道	1
東北地区協議会	青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県	6
関東地区協議会	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県	7
北信越地区協議会	新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県	5
東海地区協議会	岐阜県、三重県、愛知県、静岡県、山梨県	5
近畿地区協議会	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	6
中国地区協議会	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	5
四国地区協議会	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	4
九州地区協議会	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	7
沖縄地区協議会	沖縄県	1

別表2

区 分	会費（年額）
市	40,000円
町	20,000円
村	10,000円

全国史跡整備市町村協議会加盟市町村一覧 (令和7年3月31日現在)

	都道府県	市	町	村	計
北海道	北海道	函館市、網走市、札幌市、伊達市、千歳市、釧路市、北広島市、北斗市、北見市、恵庭市	10 白老町、松前町、余市町、小平町、上ノ国町、標津町、厚岸町、陸別町、洞爺湖町、厚沢部町、新ひだか町、別海町、寿都町、今金町、森町、様似町、斜里町	17	27
	青森県	八戸市、弘前市、青森市、つがる市	4 七戸町、南部町、おいらせ町、外ヶ浜町、三戸町	5	9
	岩手県	二戸市、釜石市、北上市、盛岡市、大船渡市、宮古市、奥州市、一関市	8 平泉町、矢巾町、一戸町、金ヶ崎町	4	12
	宮城県	仙台市、多賀城市、名取市、角田市、石巻市、栗原市、東松島市、大崎市、気仙沼市	9 松島町、涌谷町、色麻町、七ヶ浜町、利府町、加美町、亘理町、南三陸町	8	17
	秋田県	秋田市、鹿角市、能代市、大仙市、仙北市、男鹿市、由利本荘市、横手市、北秋田市、にかほ市	10 美郷町	1	11
	山形県	山形市、酒田市、鶴岡市、米沢市、天童市、尾花沢市、寒河江市、新庄市、南陽市	9 最上町、川西町、遊佐町、大江町	4	13
	福島県	いわき市、会津若松市、須賀川市、白河市、二本松市、郡山市、福島市、南相馬市、喜多方市	9 磐梯町、国見町、会津坂下町、桑折町、猪苗代町、会津美里町、下郷町、棚倉町	8	17
茨城県	茨城県	石岡市、ひたちなか市、水戸市、土浦市、下妻市、つくば市、鹿嶋市、結城市、桜川市、常陸太田市、常陸大宮市、日立市	12 大洗町	1	14
	栃木県	宇都宮市、小山市、足利市、栃木市、日光市、下野市、矢板市、真岡市、那須烏山市、佐野市、大田原市	11 壬生町、上三川町、那珂川町	3	14
	群馬県	前橋市、高崎市、太田市、藤岡市、富岡市、伊勢崎市、渋川市、みどり市、館林市、安中市	10 甘楽町、みなかみ町、下仁田町、中之条町、東吾妻町	5	16
	埼玉県	行田市、川越市、さいたま市、東松山市、蓮田市、富士見市、和光市、深谷市、春日部市	9 寄居町、嵐山町、吉見町、ときがわ町、小川町、鳩山町	6	15
	千葉県	千葉市、市川市、佐倉市、市原市、野田市、香取市、鎌ヶ谷市、館山市、南房総市、銚子市、袖ヶ浦市、船橋市	12 長柄町、酒々井町、栄町	3	15
	東京都	国分寺市、八王子市、調布市、府中市、西東京市、板橋区、杉並区	7		7
	神奈川県	鎌倉市、海老名市、小田原市、逗子市、相模原市、横須賀市、川崎市、茅ヶ崎市	8 箱根町、葉山町	2	10
新潟県	新潟県	新潟市、上越市、長岡市、糸魚川市、村上市、佐渡市、阿賀野市、南魚沼市、妙高市、胎内市、見附市	11 津南町	1	12
	富山県	高岡市、富山市、氷見市、砺波市、南砺市、射水市	6 立山町、朝日町、入善町、上市町	4	10
	石川県	加賀市、七尾市、珠洲市、金沢市、小松市、羽咋市、輪島市、白山市、かほく市、能美市、野々市市	11 穴水町、志賀町、津幡町、宝達志水町、中能登町、能登町	6	17
	福井県	福井市、小浜市、鯖江市、勝山市、大野市、敦賀市、あわら市、越前市、坂井市	9 高浜町、南越前町、若狭町、永平寺町、おおい町、美浜町	6	15
	長野県	上田市、松本市、長野市、千曲市、塩尻市、茅野市、佐久市、伊那市、飯田市	9 富士見町、南木曽町、長和町、木曽町、信濃町	5	16
山梨県	山梨県	甲府市、韮崎市、笛吹市、北杜市、甲州市、南アルプス市	6 身延町	1	7
	岐阜県	大垣市、高山市、岐阜市、土岐市、中津川市、恵那市、関市、可児市、飛騨市、本巣市、瑞浪市	11 関ヶ原町、垂井町、大野町、富加町	4	15
	静岡県	三島市、静岡市、島田市、磐田市、沼津市、藤枝市、掛川市、伊豆市、伊豆の国市、浜松市、湖西市、富士宮市、伊東市、熱海市	14		14
	愛知県	犬山市、岡崎市、豊川市、小牧市、安城市、田原市、新城市、西尾市、長久手市、名古屋市、稲沢市、豊田市	12 幸田町	1	13
	三重県	松阪市、伊勢市、伊賀市、津市、名張市、鈴鹿市、亀山市、熊野市、四日市市、桑名市	10 明和町、菰野町	2	12

	都道府県	市	町	村	計
近畿	滋賀県	大津市、彦根市、草津市、栗東市、甲賀市、米原市、東近江市、守山市、近江八幡市、長浜市、高島市、野洲市	12 多賀町、竜王町	2	14
	京都府	京都市、宮津市、城陽市、長岡京市、亀岡市、向日市、宇治市、八幡市、綾部市、京田辺市、京丹後市、木津川市	12 与謝野町、大山崎町	2	14
	大阪府	大阪市、枚方市、羽曳野市、八尾市、高槻市、堺市、豊中市、東大阪市、岸和田市、藤井寺市、柏原市、河内長野市、吹田市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、茨木市、大阪狭山市、泉大津市、和泉市、四條畷市、大東市	22 太子町、河南町	2 千早赤阪村	1 25
	兵庫県	伊丹市、姫路市、小野市、神戸市、赤穂市、尼崎市、川西市、加西市、朝来市、加古川市、相生市、丹波篠山市、宝塚市、洲本市、養父市、丹波市、豊岡市、たつの市、淡路市、三木市、高砂市、芦屋市	22 上郡町、猪名川町	2	24
	奈良県	奈良市、橿原市、桜井市、天理市、香芝市、大和郡山市、宇陀市	7 広陵町、河合町、斑鳩町、吉野町、平群町、田原本町、川西町、高取町、上牧町、王寺町	10 明日香村	1 18
	和歌山県	和歌山市、田辺市、新宮市、岩出市、紀の川市	5 太地町、由良町、高野町、那智勝浦町、かつらぎ町、九度山町、有田川町、白浜町、広川町、湯浅町	10	15
中国	鳥取県	鳥取市、倉吉市、米子市	3 三朝町、琴浦町、大山町、智頭町、八頭町、若桜町、	6	9
	島根県	大田市、松江市、安来市、益田市、出雲市、雲南市	6 津和野町、美郷町	2	8
	岡山県	岡山市、高梁市、総社市、津山市、笠岡市、備前市、倉敷市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、	10	西粟倉村	1 11
	広島県	広島市、三原市、三次市、東広島市、安芸高田市、庄原市、廿日市市、福山市、府中市	9 北広島町	1	10
	山口県	萩市、下関市、防府市、山口市、岩国市、長門市、周南市、美祿市	8		8
四国	徳島県	徳島市、美馬市、阿波市	3 石井町、藍住町	2	5
	香川県	高松市、丸亀市	2		2
	愛媛県	松山市、宇和島市、今治市、大洲市、西予市、西条市、四国中央市	7 松野町、愛南町、鬼北町、上島町	4	11
	高知県	南国市、高知市	2 佐川町	1	3
九州	福岡県	福岡市、太宰府市、大野城市、久留米市、北九州市、八女市、春日市、小郡市、筑紫野市、糸島市、宗像市、行橋市、福津市、うきは市、朝倉市、飯塚市、みやま市、大牟田市、古賀市、田川市、柳川市、那珂川市	22 宇美町、広川町、桂川町、鞍手町、荏田町、大刀洗町、筑前町、上毛町、みやこ町、久山町、粕屋町、築上町、福智町	13	35
	佐賀県	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、神埼市	7 有田町、上峰町、基山町、みやき町、吉野ヶ里町、白石町	6	13
	長崎県	長崎市、平戸市、島原市、佐世保市、壱岐市、対馬市、松浦市、南島原市、大村市	9 波佐見町	1	10
	熊本県	人吉市、熊本市、宇土市、山鹿市、玉名市、八代市、阿蘇市、荒尾市、天草市	9 氷川町、和水町、玉東町、美里町、甲佐町	5 産山村	1 15
	大分県	竹田市、宇佐市、日田市、大分市、中津市、豊後高田市、国東市、臼杵市、杵築市	9 日出町、玖珠町	2	11
	宮崎県	西都市、宮崎市、日南市、都城市	4 新富町	1	5
	鹿児島県	薩摩川内市、指宿市、鹿児島市、霧島市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市	8 肝付町、伊仙町、南種子町、中種子町、喜界町	5	13
沖縄	沖縄県	那覇市、名護市、沖縄市、浦添市、うるま市、宜野湾市、糸満市、南城市、宮古島市、石垣市	10 竹富町、北谷町、嘉手納町、西原町、久米島町	5 今帰仁村、読谷村、恩納村、伊是名村、中城村、北中城村、伊江村、南大東村、宜野座村、北大東村	10 25
合 計		435	179	18	632

史跡保全議員連盟会員名簿 (令和7年3月31日現在)

【役員】			
代表世話人	中曽根 弘文	世話人(事務局長) 丹羽 秀樹	衆 議 院 議 員 144名
世話人	細野 豪志	世話人 松本 洋平	参 議 院 議 員 72名
世話人	竹内 譲	世話人 赤池 誠章	合 計 216名

衆 議 院 議 員								
北海道2区	松木 けんこう	立憲	東京都17区	平沢 勝栄	無所属	近畿比例	小寺 裕雄	自民
北海道8区	逢坂 誠二	立憲	東京都20区	木原 誠二	自民	近畿比例	石田 真敏	自民
北海道12区	武部 新	自民	東京都24区	萩生田 光一	無所属	近畿比例	大岡 敏孝	自民
北海道比例	向山 じゅん	自民	東京比例	伊藤 達也	自民	近畿比例	小林 茂樹	自民
北海道比例	篠田 奈保子	立憲	東京比例	松本 洋平	自民	近畿比例	池畑 浩太朗	維新
岩手県1区	階 猛	立憲	新潟県5区	梅谷 守	立憲	近畿比例	竹内 譲	公明
岩手県2区	鈴木 俊一	自民	富山県1区	田畑 裕明	自民	近畿比例	和田 有一朗	維新
宮城県5区	小野寺 五典	自民	富山県3区	橘 慶一郎	自民	鳥取県1区	石破 茂	自民
秋田県1区	富樫 博之	自民	石川県1区	小森 卓郎	自民	鳥取県2区	赤澤 亮正	自民
秋田県2区	緑川 貴士	立憲	石川県2区	佐々木 紀	自民	鳥根県2区	高見 康裕	自民
山形県1区	遠藤 利明	自民	石川県3区	近藤 和也	立憲	岡山県1区	逢沢 一郎	自民
山形県2区	鈴木 憲和	自民	長野県1区	篠原 孝	立憲	岡山県3区	加藤 勝信	自民
山形県3区	加藤 鮎子	自民	長野県4区	後藤 茂之	自民	広島県2区	平口 洋	自民
福島県1区	金子 恵美	立憲	北陸信越比例	斎藤 洋明	自民	徳島県1区	仁木 博文	自民
福島県3区	小熊 慎司	立憲	北陸信越比例	西田 昭二	自民	徳島県2区	山口 俊一	自民
東北比例	御法川 信英	自民	北陸信越比例	中川 宏昌	公明	香川県1区	小川 淳也	立憲
東北比例	庄子 賢一	公明	北陸信越比例	波多野 翼	立憲	香川県2区	玉木 雄一郎	国民
茨城県1区	福島 伸享	無所属	北陸信越比例	小竹 凱	国民	香川県3区	大野 敬太郎	自民
茨城県2区	額賀 福志郎	自民	岐阜県2区	棚橋 泰文	自民	愛媛県3区	長谷川 淳二	自民
茨城県3区	葉梨 康弘	自民	岐阜県3区	武藤 容治	自民	高知県2区	尾崎 正直	自民
茨城県4区	梶山 弘志	自民	岐阜県5区	古屋 圭司	自民	四国比例	村上 誠一郎	自民
茨城県6区	青山 大人	立憲	静岡県1区	上川 陽子	自民	四国比例	平井 卓也	自民
栃木県3区	築 和生	自民	静岡県2区	井林 辰憲	自民	四国比例	瀬戸 隆一	自民
栃木県4区	藤岡 隆雄	立憲	静岡県3区	小山 展弘	立憲	四国比例	山崎 正恭	公明
群馬県4区	福田 達夫	自民	静岡県5区	細野 豪志	自民	福岡県4区	宮内 秀樹	自民
群馬県5区	小淵 優子	自民	静岡県7区	城内 実	自民	福岡県6区	鳩山 二郎	自民
埼玉県4区	穂坂 泰	自民	愛知県6区	丹羽 秀樹	自民	福岡県8区	麻生 太郎	自民
埼玉県7区	小宮山 泰子	立憲	愛知県13区	大西 健介	立憲	長崎県1区	西岡 秀子	国民
埼玉県11区	小泉 龍司	自民	三重県1区	田村 憲久	自民	長崎県3区	金子 容三	自民
北関東比例	中野 英幸	自民	三重県3区	岡田 克也	立憲	熊本県4区	金子 恭之	自民
北関東比例	永岡 桂子	自民	三重県4区	鈴木 英敬	自民	大分県3区	岩屋 毅	自民
北関東比例	佐藤 勉	自民	東海比例	勝俣 孝明	自民	宮崎県1区	渡辺 創	立憲
北関東比例	塩川 鉄也	共産	東海比例	中川 康洋	公明	宮崎県2区	江藤 拓	自民
北関東比例	福重 隆浩	公明	滋賀県1区	斎藤 アレックス	維新	宮崎県3区	古川 禎久	自民
千葉県1区	田嶋 要	立憲	滋賀県2区	上野 賢一郎	自民	鹿児島県4区	森山 裕	自民
千葉県9区	奥野 総一郎	立憲	滋賀県3区	武村 展英	自民	沖縄県1区	赤嶺 政賢	共産
千葉県11区	森 英介	自民	京都府3区	泉 健太	立憲	沖縄県2区	新垣 邦男	社民
神奈川県3区	中西 健治	自民	京都府5区	本田 太郎	自民	沖縄県3区	島尻 安伊子	自民
神奈川県4区	早稲田 ゆき	立憲	大阪府8区	うるま 譲司	維新	沖縄県4区	西銘 恒三郎	自民
神奈川県9区	笠 浩史	立憲	大阪府14区	青柳 仁士	維新	九州比例	あべ 俊子	自民
神奈川県12区	阿部 知子	立憲	兵庫県5区	谷 公一	自民	九州比例	鬼木 誠	自民
神奈川県17区	牧島 かれん	自民	兵庫県7区	山田 賢司	自民	九州比例	國場 幸之助	自民
神奈川県19区	草間 剛	自民	兵庫県11区	松本 剛明	自民	九州比例	岩田 和親	自民
山梨県1区	中島 克仁	立憲	兵庫県12区	山口 壯	自民	九州比例	古川 康	自民
南関東比例	中谷 真一	自民	奈良県1区	馬淵 澄夫	立憲	九州比例	吉川 元	立憲
南関東比例	藤巻 健太	維新	奈良県2区	高市 早苗	自民	九州比例	堤 かなめ	立憲
南関東比例	たがや 亮	れいわ	奈良県3区	田野瀬 太道	自民	九州比例	金城 泰邦	公明
南関東比例	佐々木 ナオミ	立憲	和歌山県2区	世耕 弘成	無所属	九州比例	吉田 宣弘	公明

参 議 院 議 員								
北海道	長谷川 岳	自民	長野県	杉尾 秀哉	立憲	福岡県	大家 敏志	自民
青森県	滝沢 求	自民	石川県	岡田 直樹	自民	福岡県	野田 国義	立憲
青森県	田名部 匡代	立憲	石川県	宮本 周司	自民	福岡県	松山 政司	自民
岩手県	横沢 高德	立憲	岐阜県	大野 泰正	無所属	長崎県	古賀 友一郎	自民
岩手県	木戸口 英司	立憲	岐阜県	渡辺 猛之	自民	長崎県	山本 啓介	自民
秋田県	石井 浩郎	自民	静岡県	牧野 たかお	自民	佐賀県	福岡 資麿	自民
宮城県	櫻井 充	自民	愛知県	酒井 庸行	自民	佐賀県	山下 雄平	自民
山形県	芳賀 道也	無所属	愛知県	安江 伸夫	公明	熊本県	松村 祥史	自民
山形県	舟山 康江	国民	三重県	吉川 ゆうみ	自民	大分県	古庄 玄知	自民
茨城県	加藤 明良	自民	滋賀県	こやり 隆史	自民	宮崎県	松下 新平	自民
茨城県	堂込 麻紀子	無所属	京都府	西田 昌司	自民	鹿児島県	尾辻 秀久	無所属
栃木県	高橋 克法	自民	大阪府	太田 房江	自民	鹿児島県	野村 哲郎	自民
群馬県	清水 真人	自民	大阪府	松川 るい	自民	沖縄県	伊波 洋一	沖縄
群馬県	中曽根 弘文	自民	兵庫県	加田 裕之	自民	沖縄県	高良 鉄美	沖縄
埼玉県	上田 清司	無所属	兵庫県	末松 信介	自民	比例区	赤池 誠章	自民
千葉県	猪口 邦子	自民	奈良県	佐藤 啓	自民	比例区	有村 治子	自民
東京都	塩村 あやか	立憲	奈良県	堀井 巖	自民	比例区	衛藤 晟一	自民
神奈川県	水野 もと子	立憲	和歌山県	鶴保 庸介	自民	比例区	佐藤 信秋	自民
新潟県	小林 一大	自民	鳥取県・島根県	青木 一彦	自民	比例区	橋本 聖子	自民
福井県	滝波 宏文	自民	鳥取県・島根県	舞立 昇治	自民	比例区	三浦 靖	自民
福井県	山崎 正昭	自民	山口県	北村 経夫	自民	比例区	山田 俊男	自民
山梨県	森屋 宏	自民	徳島県・高知県	中西 祐介	自民	比例区	和田 政宗	自民
山梨県	永井 学	自民	香川県	磯崎 仁彦	自民	比例区	藤井 一博	自民
長野県	羽田 次郎	立憲	愛媛県	山本 順三	自民	比例区	小沢 雅仁	立憲

全史協地区協議会一覧 （令和7年3月31日現在）

地区	会長 市町村	事務局所在地	担当課	電話番号	設立年月日
				FAX番号	
北海道	函館市	〒040-8666 北海道函館市東雲町4番13号	函館市教育委員会 文化財課	0138-21-3463	1972.2.18
				0138-27-7217	
東北	弘前市	〒036-1393 青森県弘前市大字賀田1丁目1番地1	弘前市教育委員会 文化財課	0172-82-1642	1991.7.11
				0172-82-2313	
関東	富岡市	〒370-2392 群馬県富岡市富岡1460番地1	富岡市教育委員会 文化財保護課	0274-62-1511	1997.11.25
				0274-62-0357	
北信越	長野市	〒380-8512 長野県長野市大字鶴賀緑町1613番地	長野市観光文化部 文化財課	026-224-7013	1976.7.28
				026-224-5104	
東海	大垣市	〒503-8601 岐阜県大垣市丸の内2丁目29番地	大垣市教育委員会 文化振興課	0584-47-7202	1998.2.4
				0584-47-8636	
近畿	赤穂市	〒678-0292 兵庫県赤穂市加里屋81番地	赤穂市教育委員会 文化財課	0791-43-6962	1997.12.21
				0791-43-6895	
中国	総社市	〒719-1163 岡山県総社市地頭片山17番地1	総社市産業部 観光プロジェクト課	0866-92-8363	1973.7.13
				0866-93-9457	
四国	松山市	〒790-0003 愛媛県松山市三番町六丁目6番地1	松山市教育委員会 文化財課	089-948-6605	1996.8.8
				089-931-6248	
九州	福岡市	〒810-8620 福岡県福岡市中央区天神一丁目8番1号	福岡市 経済観光文化局 文化財活用課	092-711-4982	1973.9.19
				092-733-5537	
沖縄	うるま市	〒904-2292 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号	うるま市教育委員会 文化財課	098-923-7182	1977.2.12
				098-923-7674	

全史協都道府県史跡整備市町村協議会一覧 （令和7年3月31日現在）

都道府県 協議会名	会長 市町村	事務局所在地	担当課	電話番号	設立年月日
				FAX番号	
青森県史跡整備市町村協議会	弘前市	〒036-1393 青森県弘前市大字賀田1丁目1番地1	弘前市教育委員会 文化財課	0172-82-1642	2003.3.24
				0172-82-2313	
岩手県史跡整備市町村協議会	平泉町	〒029-4102 岩手県西磐井郡平泉町平泉字花立44番地	平泉文化遺産 センター	0191-46-4012	1979.3.28
				0191-46-4019	
宮城県史跡整備市町村協議会	多賀城市	〒985-8531 宮城県多賀城市中央二丁目1番1号	多賀城市教育委員会 文化財課	022-368-1141	1974.4.26
				022-309-2460	
秋田県史跡整備市町村協議会	大仙市	〒014-0805 秋田県大仙市高梨字田茂木10番地	大仙市観光文化スポーツ部 文化財課	0187-63-8972	2004.5.12
				0187-63-8973	
山形県史跡整備市町村協議会	新庄市	〒996-0085 山形県新庄市堀端町4番74号	新庄市社会教育課 新庄ふるさと歴史センター	0233-22-2188	2012.6.29
				0233-23-3734	
福島県史跡整備市町村協議会	白河市	〒961-8602 福島県白河市八幡小路7-1	白河市建設部文化財課 文化財保護係	0248-22-1111	1994.7.20
				0248-24-1854	
栃木県史跡整備市町村協議会	矢板市	〒329-2165 栃木県矢板市矢板106-2	矢板市教育委員会 教育部 生涯学習課	0287-43-6218	1998.8.6
				0287-43-4436	
群馬県史跡整備市町村協議会	伊勢崎市	〒372-0036 群馬県伊勢崎市茂呂南5097-2	伊勢崎市教育委員会 文化財保護課	0270-75-6672	2003.2.14
				0270-75-6673	
千葉県史跡整備市町村協議会	千葉市	〒260-8722 千葉県千葉市中央区千葉港1-1	千葉市教育委員会 文化財課	043-245-5962	1970.11.28
				043-245-5992	
東京都文化財保存整備区市町村協議会	八王子市	〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3-24-1	八王子市教育委員会 文化財課	042-620-7265	2007.3.21
				042-626-8554	
石川県史跡整備市町村協議会	白山市	〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目1番地	白山市観光文化スポーツ部 文化課	076-274-9573	1973.7.30
				076-274-9546	
福井県史跡整備市町村協議会	鯖江市	〒916-0024 福井県鯖江市長泉寺町1-9-20	鯖江市教育委員会 文化課	0778-51-5999	2001.10.10
				0778-54-7123	
史跡整備等長野県市町村協議会	長野市	〒380-8512 長野県長野市大字鶴賀緑町1613番地	長野市観光文化部 文化財課	026-224-7013	1999.12.3
				026-224-5104	
愛知県史跡整備市町村協議会	知多市	〒478-0047 愛知県知多市緑町12-2	知多市健康文化部 生涯学習スポーツ課 歴史民俗博物館	0562-33-1571	1991.8.5
				0562-33-3424	
三重県史跡整備市町村協議会	明和町	〒515-0332 三重県多気郡明和町大字馬之上945番地	明和町斎宮跡・ 文化観光課	0597-89-4111	2006.2.24
				0597-89-6614	
兵庫県史跡整備協議会	三田市	〒669-1595 兵庫県三田市三輪2丁目1番1号	三田市文化スポーツ課	079-559-5144	1999.6.10
				079-563-1360	
奈良県市町村文化財保護活用協議会	橿原市	〒634-0826 奈良県橿原市川西町858ー1	橿原市魅力創造部 文化財保存活用課	0744-47-1315	2001.2.27
				0744-26-1114	
岡山県史跡整備市町村協議会	備前市	〒705-8602 岡山県備前市東片上126番地	備前市文化スポーツ部 生涯学習課	0869-64-1846	2003.2.20
				0869-64-4285	
山口県史跡整備市町村協議会	山口市	〒753-0073 山口県山口市春日町5番1号	山口市教育委員会 文化財保護課	083-920-4111	2003.7.30
				083-920-4112	
徳島県文化財保存整備市町村協議会	徳島市	〒770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地	徳島市教育委員会 社会教育課	088-621-5419	1997.11.28
				088-924-2577	
全国史跡整備市町村協議会 愛媛県支部	松山市	〒790-0003 愛媛県松山市三番町六丁目6番地1	松山市教育委員会 文化財課	089-948-6605	1997.6.27
				089-931-6248	
全国史跡整備市町村協議会 高知県支部	高知市	〒781-8010 高知県高知市棧橋通四丁目14ー3	高知市総務部 民権・文化財課	088-832-7277	2001.1.17
				088-831-3378	
福岡県市町村文化財保存整備協議会	久留米市	〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3	久留米市市民文化部 文化財保護課	0942-30-9225	1997.1.21
				0942-30-9714	

全国史跡整備市町村協議会60周年記念誌

- 発行日 令和7年3月31日
- 編集・刊行 全国史跡整備市町村協議会事務局
〒411-0035
静岡県三島市大宮町1-8-38
TEL:055-983-2672／FAX:055-983-0870
E-mail:zensikyo@city.mishima.shizuoka.jp
- 編集担当 平林・杉本（静岡県三島市）
- 印刷 (株)ジャパン通信情報センター



全国史跡整備市町村協議会